

タイ族盆地政権連合国家、 シプソンパンナーの統治のあり方に関する一考察

——20世紀半ばにおける「課税」方法の分析——

加 藤 久 美 子

はじめに

大陸東南アジア北部一帯⁽¹⁾では、遅くとも13世紀までには、ムン⁽²⁾と呼ばれるタイ族の自律的政治単位が盆地ごとに形成されていた。また、それらが更に集まってムン連合を形成する例も多く見られた。ラーンナー、ラーンサー、シプソンパンナー⁽³⁾などである（図1参照）。筆者はそのうちのひとつ、シプソンパンナーについて、それがいかなる性格の政治統合であったかということを検討してきた〔加藤1991, 1994; KATO 1994〕⁽⁴⁾。かつてのシプソンパンナー影響域の大部分は1950年に中華人民共和国の一部となり、現在は西双版納傣族自治州と呼ばれている。

さて、これまで行ってきた研究の中で、筆者は、各ムンの水田面積および村落数がムン統治権力⁽⁵⁾にとって「課税」⁽⁶⁾可能な対象の規模を表していることを踏まえ、水田面積および村落数についてムン間の比較を行ったことがある〔KATO 1994〕。水田面積については農民所属田と王族所属田という種類の違い⁽⁷⁾、村落数についてはタイムン（ムンの公民）とクンフンツァオ（統治者であるムン王族の「従属民」）という村落住民のカテゴリーの違い⁽⁸⁾にも注意して考察をおこない、主要ムンの間の差異を明らかにした。

その結果、盆地面積、水田総面積、農民所属田面積、村落総数、タイムン村落数のすべてにおいて第一位を占めているのは、ムンツェーというムンであった。ムンツェーはシプソンパンナー内で最も大きな盆地に依拠していたムンである。一方、シプソンパンナー全体を統括する立場にある王、ツアオペンディンの直轄ムンであるムンツェンファン⁽⁹⁾は、盆地面積に対する水田としての土地利用率と村落密度が高く、村落総数ではムンツェーと同数、王族所属田面積、クンフンツァオ村落数では第一位を占めていた。王族所属田はその地からの収穫米の一部または全部を獲得でき、クンフンツァオは従属民的性格が濃厚で私的徭役を課すことが可能であるという意味で、ムン統治権力に直接的利益をもたらすものである。その意味で、王族所属田とクンフンツァオ村落を多く持つムンツェンファンは、ムンツェーとは異なった構造上の利点を備えていたといえる。

筆者は、更に、王族所属田・クンフンツァオが多い「ツェンファン型」と農民所属田・タイムンが多い「ムンツェー型」というふたつの理念型を設定し、ムンツェンファン、ムンツェー以外の五つの大ムン⁽¹⁰⁾がそのどちらにより近いかという分析も行った〔KATO 1994: 47-98〕。その結果、

1 シプソンパンナー内のムン分布

具体的分析に先だって、まずシプソンパンナー内にどのようにムンが分布しているかを確認しておきたい。

現在の西双版納傣族自治州は、北緯21.82度から22.36度、東經99.56度から101.50度の範囲に位置し、その総面積は19,223平方キロメートル、約95パーセントが山地である〔劉1990：4,8〕。メコン河（中国では瀾滄江と呼ばれる）がその中間をほぼ北から南へと流れしており、そこへ東西からメコンの支流が流れ込んでいる（図2⁽³⁾参照）。つまり、全体的に見て北のほうが南より高く、東西が中間のメコン筋より高くなっているのである。メコンの東と西とでは、西側のほうが全体として高度が高く、西側の山地の高度がほとんどが海拔1,600メートルから2,200メートルの間にのに対して、東側はほとんどが1,200メートルから1,500メートルの間となっている〔劉1990：8-9〕。

さて、昆明師範学院地理專業による『雲南壩子統計表』中に示されている面積一平方キロメートル以上の盆地は、西双版納傣族自治州内に49個ある⁽⁴⁾〔劉1990：6-8〕。一方、旧シプソンパン



一部のムン名は省略してある。

図2 シプソンパンナーのムン分布

ナーにおける自治的政権の存在していたムンは、年代記に現れるかぎりでは30個ばかりである。その、各ムンが基盤としていた盆地の中で、面積の最も広いのは、ムンツェー、ムンフン、ムンツェンツンの3つのムンを含む盆地で、229平方キロメートルとなっている。ムンツェー盆地（ムンツェンツンの領域を含む）とムンフン盆地は別々の盆地と考えることもできるが、これら二つの盆地は個別に考えても他の盆地より大きいことになる⁽¹⁵⁾。すなわちムンツェー盆地が最大で、シプソンパンナー全ムンの盆地面積の16パーセントほどを占め、ひとつだけ抜きんでている。そして、ムンフン盆地が第二の広さをもつことになる。

ムンフン盆地の次には、ムンハム、ムンロン、ムンツェンフンと、ムンフンと同じく75~85平方キロメートル級の盆地が続く。それらから少し間があき、ムンハーイ、ムンブンの盆地がそれぞれほぼ50平方キロメートルの面積を持つ。以上に列記した合計7つの比較的規模の大きい盆地、

表1 「小作量」を徴収する耕地、徭役によって耕作される耕地、王族所属田面積（ムー）

ムンの名	位 置	「小作量」を 徴収する耕地	徭役によって 耕作される耕地	ツアオムン田 (ムー)	ボーラーム田 (ムー)	王族所属田 合計(ムー)
ムンツェンフン	メコン沿い, a	ほとんどの王族所属田	ツアオペンドィン田の一部	2487	12653	15140
ムンハム	メコン沿い, b	ツェンフンのボーラーム田		0	4584	4584
ムンツェンハーイ	メコン沿い, c	ツェンフンのボーラーム田		0	84	84
ムンヤーンノイ	メコン沿い, d	ツェンフンのボーラーム田 ツアオムン田の一部	ツアオペンドィン田の一部	150	1784	1934
ムンツェー	メコン西岸, n		全耕地(1910年ごろ以前)	120(+100)	0	120
ムンロン	メコン西岸, h	?	?	50	48	98
ムンハーイ	メコン西岸, i		(全耕地／一部の耕地)	356	38	394
ムンブン	メコン東岸, z	ツアオムン田(少なくとも)		330	152	482
ムンフン	メコン西岸, k	ツアオムン田		1766	0	1766
ムンツェンツン	メコン西岸, j		ツアオムン田の一部	410	0	410
ムンスーン	メコン西岸, e		(全耕地)	0	0	0
ムンワン	メコン西岸, r		ほとんどの王族所属田	298	252	550
ムンハーン	メコン西岸, q		全耕地	24	0	24
ムンガート	メコン西岸, p		ツアオムン田(一部) + ?	282	0	282
ムンマーン	メコン西岸, o		全耕地	286	288	574
ムンバーン	メコン西岸, l		全耕地	48	30	78
ムンツェンロー	メコン西岸, m	?	?	200	0	200
ムンツェンヌー	メコン東岸, s	全耕地(農民所属田も含む)		124	0	124
ムンヒン	メコン東岸, t			0	0	0
ムンツェントン	メコン東岸, v	ほとんどの王族所属田		86	0	86
ムンホン	メコン東岸, f	全王族所属田		0	60	60
ムンラー	メコン東岸, y	存在する	存在する	2194	2158	4352
ムンウェン	メコン東岸, x		全王族所属田	122	0	122
ムンバーン	メコン東岸, u	ツアオムン田の半分ほど		185	0	185
ムンヘム	メコン東岸, w	?	?	0	0	0
合 計				9398	22071	31589

注：ツアオペンドィン田面積はツアオムン田の欄に記載している。

ボーラーム田にはツェンフンのボーラームに所属するものも含む。

すなわち七大ムンの依拠する盆地だけで、シプソンパンナー全ムンの盆地面積の62パーセントを占める。この七盆地の分布を見ると、ムンハムとムンブン⁽¹⁶⁾がメコン河の東側（それぞれ図2のbとz），その他5つはメコン河の西側にある（図2のa, n+j, k, i, h）⁽¹⁷⁾。そのうちメコン本流に面しているのは、ムンツェンファンとムンハムである⁽¹⁸⁾（それぞれ図2のaとb）。

では、以下、各ムンにおける「課税」の仕方について、具体的に見ていこう⁽¹⁹⁾。

2 ムンツェンファンとそのボーラーム田のあるムン

2-1 ムンツェンファン [歴4；加藤1991, 1994]⁽²⁰⁾ (a, 水田29213ムー⁽²¹⁾, 89村落)⁽²²⁾

王族所属田との関わりで課せられる「税」

水田総面積29213ムーのうち、王族所属田は15140ムーである。このように、王族所属田の面積が水田総面積の半分をも占めているムンは、ムンツェンファンだけである[KATO 1994: 9]。

表2 ハーオハーンが課される単位・対象、タイムンとクンフンツァオの村落数

ムンの名	位 置	ハーオハーンが 課される単位	ハーオハーンが課される対象 タイムンかクンフンツァオか	タイムン 村落数	クンフンツァオ 村落数
ムンツェンファン	メコン沿い, a			17	60
ムンハム	メコン沿い, b	ホーサーオ, ボク／村落	両方	28	26
ムンツェンバー	メコン沿い, c	戸	クンフンツァオ(すべて)	0	4
ムンヤーンノイ	メコン沿い, d	戸	両方？	8	14
ムンツェー	メコン西岸, n	戸	両方	56	31
ムンロン	メコン西岸, h	村落, ホーシブ	？	52	10
ムンハイ	メコン西岸, i	戸／村落	タイムン2：レークノイ1	14	14
ムンブン	メコン東岸, z	ハーマー	タイムン3：その他1	25	17
ムンファン	メコン西岸, k	戸	両方？	21	8
ムンツェンツン	メコン西岸, j	戸	タイムン>クンフンツァオ	12	16
ムンスーン	メコン西岸, e			0	12
ムンワン	メコン西岸, r	ホーシブ／村落	両方？	9	5
ムンハーン	メコン西岸, q	戸	両方	2	1
ムンガート	メコン西岸, p	？	両方？	6	1
ムンマーン	メコン西岸, o	村落	タイムン	6	1
ムンバーン	メコン西岸, l	戸	両方	4	2
ムンツェンロー	メコン西岸, m	戸	両方	7	1
ムンツェンヌー	メコン東岸, s			12	14
ムンヒン	メコン東岸, t	村落	？	？	？
ムンツェントン	メコン東岸, v			8	4
ムンホン	メコン東岸, f	戸	タイムン(すべて)	4	0
ムンラー	メコン東岸, y	村落	タイムン	18	9
ムンウェン	メコン東岸, x			3	2
ムンバーン	メコン東岸, u	戸	タイムン(すべて)	6	0
ムンヘム	メコン東岸, w	？	？	2	1
ムンヌン	メコン東岸, g	？	？	8	12
合 計				328	265

ツェンファンの王族所属田としては、ツアオペンディン（王）田とムンの大臣・高官（ボーラーム）の職田（ボーラーム田）がある。ツアオペンディン田の一部は徭役によって耕作されたが、残りのツアオペンディン田とボーラーム田は、その地からの収穫の一部がツアオペンディンや当該大臣・官僚に納められた。それは、いわば、ツアオペンディンやボーラームに所属する土地を借りて耕作を行った農民たちが「小作料」を払うという形式であった。それらの水田はナーという単位で計られ、「小作料」は100ナーにつき30ハープ⁽²³⁾、70ナーにつき20ハープ、50ナーにつき15ハープという割合で納められた。ムンツェンファンでは村落の間の境界は明確に決められており個々の村落はその領域をもっていたが、ツアオペンディン田の一部を除き、ほとんどの王族所属田はいずれかの村落の領域に属していた。実際に王属所属田を耕作する権利があるのは、それぞれの田をその領域内に持っている村落の村人たちのみであり、「小作料」は村落単位で支払われた。

ムンツェンファンにおいて王族所属田に課せられる「税」は、村落がムン統治者に「小作料」を払うという形が主流であったといえよう。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

農民所属田からの収穫米が直接、ムン統治者たちに納められることはなかった。しかし、農民所属田のうち村田を耕すものはムンの徭役を負担せねばならないと言われていた。なぜなら、名目的にはすべて土地はツアオペンディンのものとされており、その土地を耕作する代価は何らかの形で支払われねばならなかったからである。ツアオペンディン田の耕作以外の徭役は、タイムン、クンフンツアオともに負担していたが、中でもカーンムンと総称されるムン公民としての業務はタイムンの負担であった。また、王・大臣・高官のための家内労働は、主としてクンフンツアオが従事した⁽²⁴⁾。89村落中、タイムンは17村落、クンフンツアオは60村落を占めている。

2-2 ムンハム（b、水田20361ムー、54村落）

王族所属田との関わりで課せられる「税」

全水田のうち、王族所属田は4584ムーで、約22.5パーセントを占めていた〔歴8:32-35〕（再計算値）。

王族所属田にはムンツェンファンのボーラームの職田があり、その耕地を領域内に持っている村が当該ボーラームに「小作料」を納める。納め方は、米（収穫の約5パーセント）で納める場合、「卵100個、魚30匹」など米以外の物で納める場合がある。また、未開墾部分を含む一まとまりの領域が、ツアオツェンバーというムンツェンファンのボーラームに属しており、その領域内の土地を開墾後3年したら「小作料」が銀で納められることになっていた〔歴8:11〕。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

ムンツェンファンのボーラームたちへ納められる「税」とは別に、ムンハム自体のツアオムンとムンハムの高官たちへのハーオハーン⁽²⁵⁾、ハーオコン⁽²⁶⁾という「税」があった。それは、米を納める形の「税」であった〔歴8:18〕。

ハーオハーンは、タイムンの自治的行政単位であるホーサーオおよびボクに課せられていた。ホーサーオもボクも内部に複数の村落を含んでいた。ホーサーオ一つあたり、ボク一つあたりの納めるべき米の量は等しかったが、ホーサーオやボクごとに、それを構成する戸数が違うので、一戸あたりの負担数もどのホーサーオやボクに属するかよって異なっていた [歴 8: 18]。

ハーオコンはクンフンツァオが出すことになっていた。もとはツァオムンのために家内労働をする徭役がクンフンツァオに課せられており、その仕事をする者はクンコン⁽²⁷⁾と呼ばれていた。その徭役に行かなくなつた代わりに納めるようになったのが、ハーオコンであるという。ハーオコンは村単位で負担する [歴 8: 18]。つまり、徭役という形で納められるはずの「税」が米で支払われていると位置付けられているのである。

54村落中、タイムンは28村落、クンフンツァオは26村落を占めている [歴 8: 12]。

2-3 ムンヤーンノイ (d, 水田11448ムー, 28村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

水田総面積11448ムーのうち、王族所属田は1934ムーで [歴 8: 146表]、約17パーセントを占めていた。その中の、ポーラーム田1784ムーはすべて、ムンヤーンノイのポーラームではなくムンツェンファンのポーラームに所属している。「税」の納め方としては、100ナーのポーラーム田につき四石（石という単位については注21参照）から六石の米がムンヤーンノイに納められ、その中の四分の一がムンツェンファンに渡された [歴 8: 138]。

ムンヤーンノイのツァオムン（ムンの首長）に属するツァオムン田150ムーは、一部が「小作料」を納める形で、一部が徭役によって耕作された [歴 8: 138]。

その他の王族所属田としては、ツァオペンドィン田が400ナーあるという記述もある。その田を耕作する者にはツァオペンドィンのためにラッパを吹く徭役が課せられたという [歴 8: 135]。王族所属田と直接に関わりのない「税」

ツァオムンに対しては、ハーオハーンが戸単位で納められていた。また、ムンツェンファンのツァオペンドィン（ツァオロンパーサートという大臣に納められたという説もある）には、門戸錢と養傷費⁽²⁸⁾を、一戸につきそれぞれ半開⁽²⁹⁾1.2元と1元払っていた [歴 8: 134]。

ムンツェンファンのポーラームであるツァオツェンハーとツァオロンナーフーに対しては、特定の村落が家内労働を中心とした徭役に出ることになっていた。だが、ツァオロンナーフーに対するものは、半開の支払い代替されるようになっていた [歴 8: 133]。

2-4 ムンツェンハー (c, 水田2366ムー, 4村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

この小ムンは、ムンツェンファンのポーラーム、ツァオツェンハーの領地となっている。王族所属田としても、ツァオツェンハーのポーラーム田（ツァオツェンハー田）84ムーしかない。ツァ

オツエンハー田は、3つのポクという行政単位⁽³⁰⁾が耕作しており、ポクあたり10ハープずつ米を上納している [歴 8: 66]

王族所属田と直接に関わりのない「税」

ハーオハーンやそれに類するツアオツエンハーへの「税」も課されている。合わせて、一戸につき60斤、つまり1.2ハープ相当である [歴 8: 68]。

このムンの民はツアオツエンハーのレークノイ（クンフンツァオのうち一群）⁽³¹⁾と位置付けられていたので、ムンを挙げてツアオツエンハーの家内労働の徭役に順番に出していた。その他、ツアオペンディンのために船を管理する仕事を任せている村もあった [歴 8: 68]。

2-5 小 結

ムンツェンファンにおいては、王族所属田からの「税」は、主に「小作料」の形、つまり村落が王族所属の土地を借りて耕作しているという前提のもとに、実際の耕地面積や肥沃度などに応じて毎年決められた量の米を納めるという形をとっていた。この「課税」方法は、納めるものが米でない場合もあるが、ムンハム、ムンヤーンノイ、ムンツェンハー内にある、ムンツェンファンのボーラームに属するボーラーム田においても用いられていた。つまり、ムンツェンファンのムン統治権力は、自らに直属する耕地から「小作料」を取るという形で「税」を徴収していたのである。ムンハム、ムンヤーンノイ、ムンツェンハーの三つのムンの王族所属田はほとんどがムンツェンファンのボーラーム田である [KATO 1994]、それらのムンにおいても王族所属田からの「税」としては「小作料」を取るという形が支配的であったといえる。

一方で、ムンハム、ムンヤーンノイ、ムンツェンハーには、耕地と直接に結び付かず戸や行政単位を対象に課されるハーオハーン、ハーオコンといった「税」があり、それはムンツェンファンでは見られないものであったということも注目すべきであろう。

3 「ムンツェー型」の大ムン

3-1 ムンツェー (n, 水田52198ムー, 89村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

ムンツェーの王族所属田は、1954年の段階でツアオムン田120ナード⁽³²⁾しかない [歴 6: 13; KATO 1994]。だが、1954年から見て四十年余り前⁽³³⁾には、ツアオムン田は更に100ムーあまり多く、ムンのすべての農民が耕作徭役に来ていたという [歴 6: 13]。

中華民国時代に、ツアオムンは100ムーあまりをクワン（ムン議会）の長、ツアオクワンに売却した。1954年の段階では、ツアオムンは120ムーのうち80ムーを2つの村落に貸して「小作料」を取っている。残りの40ムーは、ツアオムンの兄が「占有」しており、農民の徭役によって耕作している [歴 6: 13]。ツアオムンの田の耕作徭役は、毎年1戸につき2日課せられている [歴 6: 18] ようである⁽³⁴⁾。

一方、数字としては表されていないものの、『調査報告』中には、ポーラーム田についての言及もある。ポーラーム田の耕作徭役は、そのポーラームが管轄を担当するポク内の農民によって、毎年一戸2-3日、作業が完了するまでおこなわれたという [歴6:19]。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

王族所属田と直接関連する「税」の他にも、一戸あたり一ハープの米をハーオハーンとして納めなければならなかった。納められたハーオハーンは、ツァオムン8に対してポーラーム2の割合で分配される [歴6:18]。

ポーラームに対する家内労働の徭役は、そのポーラームの担当ポク内の農民によって行われた⁽³⁴⁾。徭役の期間は、毎年一戸5-15日であった [歴6:19]。

まとめ

ムンツェーで、1950年代ごろには、王族所属田の耕作徭役が、一部、土地の広さに対応した「小作料」を取るという形に変わっているのは興味深い。だが、王族所属田が量的に少ないムンツェーにおいては、王族所属田と結び付いた「税」を徴収するだけではムン統治を経済的に支えることができなかつたのは明らかである。ムン統治の経済的基盤はむしろハーオハーンという形での「税」を徴収することによって支えられていたと言えよう⁽³⁵⁾。また、このムンでは、「税」徴収上で、タイムンとクンフンツァオとの区別はなされてはいない。

3-2 ムンロン (h, 水田35924ムー, 62村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

ムンロンの王族所属田はムンツェーより更に少なく、ツァオムン田50ムー、ポーラーム田48ムーで合計が98ムーである [歴8:105]。これらの田が「税」徴収とどのように関わっているかについての記述は、『調査報告』中に見つけることができなかった。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

一方、ハーオハーンという形の「税」が納められていることは『調査報告』中で報告されている。ハーオハーンはツァオムンとポーラームに納められる。文書化された規定⁽³⁶⁾によれば、ツァオムンに1.5ハープ、パヤーロンカオ（筆頭のパヤーロン）というポーラームに0.5ハープ、クンヘークというポーラームに0.5ハープを納めていたという。これはおそらく一戸あたりの数値であろう。実際は自治的行政単位であるホーシプを単位として納められていた [歴3:66]。

また、ホーシプという行政単位の管轄担当となっているポーラームには、ハーオハーンとしてホーシプ全体から20.5ハープが納められた [歴3:66]。別の記述では、村の長たちが街に会議にいく時に食べる米としてその村が所属するホーシプの管轄ポーラームに預けておくという名目で、ハーオファークラン⁽³⁷⁾という「税」がホーシプごとに20ハープ納められたとある [歴8:86]。

その他、ポーラームの「禄」(コン?)として、各ホーシプが110ハープずつの米を納めた。実際の納め方としては、どの村からどのポーラームに払えという通知にしたがって、指定されたポー

ラームに村から直接納められたという [歴 8 : 86]。

まとめ

ムンロンの王族所属田からどのような形で「税」が徴収されているかはわからないが、ハーオハーン、ハーオファークランなどという、耕地と直接に関わりのない形での米が納められていたのが、ムン内の農民に「課税」された主たる「税」であるようである。その他は、徭役についても、「税」徴収上でタイムンとクンフンツァオとの区別がなされているかどうかについても記述はない。

3-3 ムンハイイ (i, 水田20427ムー, 30村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

ムンハイイの王族所属田は394ムーである。城市的近くにある王族所属田は、1952年ごろまでは、タイムンの徭役によって耕作されていたという [歴 5 : 37]⁽³⁹⁾。

ポーラーム田は徭役で耕作することになっているが、ポーラーム田使用料を半開で支払っている村の事例も紹介されている。その村では、ポーラームに対する家内労働の徭役も実際は行われず、かわりに半開が支払われている [歴 5 : 37]。つまり、名目は徭役であるものが、実際は貨幣で支払われているのである。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

ツァオムンへはハーオハーンが米で納められていた。ハーオハーンは、タイムンに対しても各種のクンフンツァオ⁽⁴⁰⁾に対しても課されていたが、「課税」単位や量は異なっていた。すなわち、タイムンとレークノイ（クンフンツァオの中の一範疇）に対しては戸単位に課せられており、タイムンは一戸につき一ハープ、レークノイは一戸につき半ハープを納めることになっていた。一方、バーオチャーアイ（クンフンツァオの中の一範疇）は村単位でハーオハーンを払っており、村全体で100ハープであった [歴 5 : 37]⁽⁴⁰⁾。

まとめ

ムンハイイの王族所属田は、名目はすべて徭役によって耕作されることになっていた。だが、実際は半開で代納されることがあったというのが、ムンツェーやムンロンとは異なった特徴である。

ムン統治権力はハーオハーンという形での「税」も徴収していた。ハーオハーンの徴収は、タイムンとクンフンツァオとでは、徴収の基準が異なっていたことにも注目しておきたい。その場合、タイムンのハーオハーンがレークノイの二倍であるなど、タイムンの負担の方が大きかった。

3-4 ムンブン (z, 水田18571ムー, 45村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

ムンブンは、ムンマーン Mang とムンヨン Yon (Yuan) を下部行政単位として含み込んだも

のとして、『調査報告』中では報告されている⁽⁴¹⁾。そこには、ムンブンだけに関するのか、ムンマーンやムンヨンを含んだ状況のことか、はっきりしないデータも多いが、以下、主にムンブンについて述べたと思われる記述に従って状況をさぐっていく。

ムンブンの王族所属田は482ムーあり、うちツァオムン田が330ムーで、クンフンツァオに貸し出して「小作料」を取っていた。ポーラーム田は152ムーで、ツァオポク田とも呼ばれる。かつて農民が農業用水をめぐる水争いをした際にツァオムンが間に介入して解決し、その後、ポーラームに水路を管理させるかわりに耕地の一部をポーラーム田としたのだという〔歴9:44〕。文脈と田の呼称から言えば、そのポーラームとは、ツァオポクという、ポクを統べるポーラームを指すようである。ポーラーム田と関わる「税」が具体的にどのように納められていたかについては記述がない。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

このムンにも、王族所属田と関わりなく納められる「税」、ハーオハーンがある。ハーオハーンは、タイムンが100パーセント、クンフンツァオとツァオツォム（王族の子孫）がそれぞれその三分の一ずつという比率で納められ、毎年合計300ハープである。具体的には、ハマーという行政単位に対して負担が分配され、ハマー内部で更に戸単位で分けられる〔歴9:49〕。

徭役については、家畜の世話、儀礼、家内労働などはクンフンツァオの役目、建築、農業労働、冠婚葬祭などに関する臨時性の労役がタイムンの役目と位置付けられている。タイムンの徭役の量は、平均1年一戸4日であるという〔歴9:49〕⁽⁴²⁾。

まとめ

王族所属田については、ツァオムン田はクンフンツァオに貸し出して「小作料」を取っているが、ポーラーム田から「税」がどのように納められていたかは分からぬ。

一方、このムンでも、ムンツェー、ムンロン、ムンハイイと同様にハーオハーンという「税」が存在した。ハーオハーンの量は、タイムンがクンフンツァオとツァオツォムの三倍と、タイムンの負担が多くなっていることに注目しておきたい。

3-5 ムンフン（k、水田28942ムー、29村落）

王族所属田との関わりで課せられる「税」

ムンフンの王族所属田は、ツァオムン田1766ムーと、他の「ムンツェー型」の四つの大ムンよりかなり多い。『調査報告』中には、ポーラーム田の面積があげられていない〔歴3:103〕が、ポーラームのために田を耕作する徭役があるとの記述もある〔歴3:100, 103〕。よって、数字で明記されてはいないが、少なからぬポーラーム田⁽⁴³⁾が存在している可能性もある。

ツァオムン田は、タイムンと城市に住むクンナイ（クンフンツァオの一グループ）の中で耕地がなかつたり少なかつたりするものに貸し出されており、それに対する「小作料」が納められている〔歴3:100, 103〕。

王族所屬田と直接に関わりのない「税」

王族所屬田と直接に関わらない税としては、毎年、負担戸⁽⁴⁴⁾ごとに、ツアオムンに対して1ハープ、「所属」のポーラームに対して1ハープの米が納められる。ツアオムンに対するものはハーオハーンと呼ばれ、ポーラームに対するものはハーオルオラーム⁽⁴⁵⁾と呼ばれる [歴3:101]。薪も、一負担戸につき、ツアオムンとポーラームに二束（一ハープ）ずつ納めねばならない。その他、「兵費」を半開で納め、食料や生薬を現物で納めることになっている [歴3:101]。

徭役としては、一負担戸につき一年に一日、ツアオムンのために家屋を建てたり修理したりその他の仕事をしたりする徭役が挙げられている [歴3:100]。家畜の世話、家内労働、ツェンファンのツアオペンディンへの労役奉仕⁽⁴⁶⁾などはクンフンツァオの役目とされていた [歴3:101]。

まとめ

ツアオムン田からは「小作料」を取るという形で、ムン統治権力側に米が納められていた。この他に徭役によって耕作されるポーラーム田がある可能性もある。別にツアオムンに対するハーオハーンとそのポーラーム版であるハーオルオラームという、耕地と直接結び付かない「税」もあった。

3-6 小 結

王族所屬田からの「税」徵収について見ると、徭役によって耕作させるという形を中心とするムンと「小作料」を取るという形を中心とするムンと二種類あることがわかった。耕作徭役を中心のムンはムンハイであるが、20世紀初頭におけるムンツェーもそうであったといえる。「小作料」が中心となっているムンは、ムンポンとムンフン、そして1954年の段階でのムンツェーである。ムンロンについては不明である。

一方、ハーオハーンという形での「税」徵収はこれら五つのムンにすべて共通して見られた。「ツェンフン型」と比べての「ムンツェー型」の特徴のひとつは、王族所屬田が少ないとある。これら「ムンツェー型」のムン政治の経済的基盤は、少ない王族所屬田からの「税」からよりも、むしろハーオハーンなどの耕地と直接に結び付かない形での「税」を徵収することによって支えられていたと考えてよいのではないだろうか。

また、ハーオハーンの徵収については、タイムンとクンフンツァオで徵収量や方法が区別されているムンがあった。ムンハイとムンポンである。どちらもタイムンの方が負担が多い。その他のムンでは区別がないようである⁽⁴⁷⁾。

4 その他の中小ムン

以下、その他の中小ムンについて検討していく。その際、王族所屬田からの「税」徵収方法、耕地と結び付かず戸や行政単位ごと課されるハーオハーンのような「税」の有無、「税」徵収に関してタイムンとクンフンツァオの区別があるかどうかの三点にしぼって見ていくことにする。

4-1 ムンツェンツン (j, 水田11914ムー, 28村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

王族所属田は、ツァオムン田410ムーである。それがどのように耕作されているか明示されているわけではないが、ツァオムンのための労働奉仕について述べた『調査報告』中の記述の仕方 [歴 6:112] から考えると、ツァオムン田の耕作徭役がその枠内で行われていたと見るのが自然であろう⁽⁴⁸⁾。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

王族所属田と関係なく納める「税」としては、耕作以外の徭役とハーオハーン、ハーオルオラーンと呼ばれる米の納入がある。ハーオハーンはツァオムンに対して、ハーオルオラーンはポーラームに対して納入する米を指し、それぞれについて、タイムンは自然戸ごとに1ハープ、クンファンツァオは負担戸ごとに1ハープとなっている [歴 6:111]。

負担戸というのは「課税」対象の戸数としてムン側が設定したものであり、本当の戸数（自然戸）より数は少なくなっている。よって自然戸を対象に「課税」する場合は、その「税」負担は相対的に重いことになる。

徭役については、耕作も含むものと思われるが、ツァオムンとポーラームに対してそれぞれ、タイムンは負担戸ごとに二日、クンファンツァオは自然戸ごとに二日となっている [歴 6:112]。

米納入と徭役とでは、「税」を課す単位、自然戸と負担戸が、タイムンとクンファンツァオで逆になっているのは興味深い。つまり、米納入はタイムンのほうが負担が重く、徭役はクンファンツァオのほうが負担が重いことになるのである⁽⁴⁹⁾。

4-2 ムンスーン (e, 水田5503ムー, 12村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

ムンスーンにはツァオムン（ムンの首長）が存在せず、三大行政単位を三人のパヤーロンの称号を持つ長がそれぞれ統括することになっている [歴5:155]。また、統計上では、このムンには王族所属田は存在しない [歴 5:164-5]。だが、一方で、パヤーロンとポーラームのために耕作労役をしていたという記述もある [歴 5:168]。伝承によれば、パヤーロンは在地の農民の中の有力者として認識されているようであり [歴 5:160]、統計中には農民所属田として入っているものが、他の農民に分け与えるのと同様にパヤーロンとポーラームにも一部、分配されているということかもしれない。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

1953年になって初めて、三大行政単位のひとつであるスーンタイの農民がパヤーロンとポーラームのための耕作徭役をやめ、そのかわりハーオハーンとして一戸につき一ハープ納めるようになったという [歴 5:168]。

4-3 ムンワン (I, 水田8073ムー, 14村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

ムンワンに関する『調査報告』中の記述には、耕地面積の数値上につじつまの合わないところが多い [歴 6 : 156]。王族所属田の面積も、ツァオムン⁽⁵⁰⁾、ポーラームそれぞれの所属耕地の数量を合わせると550ムー、ホーシップの長や村長のものを合わせても746ムーにしかならない [歴 6 : 156]⁽⁵¹⁾はずなのに、一方では全部で1350ムー [歴 6 : 172] との数値が示されている⁽⁵²⁾。

王族所属田は、ツァオムン田約298ムーの半数を除いては、徭役によって耕作された [歴 6 : 163]。ツァオムン田の徭役耕作を担当したのはクンフンツァオであった⁽⁵³⁾[歴 6 : 162] が、その他の王族所属田は主にタイムンの徭役によって耕作されたようである [歴 6 : 164]。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

ムン統治権力に対するハーオハーンとしては、ツァオムンに対するものがあった。タイムンに對してはホーシップという自治的行政単位ごとに、クンフンツァオに對しても村落や居住地単位ごとに課されていた。このムンでは、ハーオハーンは、文字通り、徭役にいけない代償としての側面が強調されていたようである [歴 6 : 163-4]。

ツァオペンディンに対しては、タイムンが草刈り、その他の徭役に行くことになっていたが、半開で代納されることもあった [歴 6 : 163-5]。

4-4 ムンハーン (q, 水田1755ムー, 3 村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

王族所属田はツァオムン田がわずかに24ムーだけであった [歴 6 : 155] が、すべて徭役によって耕作されていた [歴 6 : 150]。それが、1953年にすべて、ナータン（負担田）とされた [歴 6 : 150]。ナータンとはその耕地を耕作したらムンの徭役負担をしなければならないといった意味の呼称である。つまりは、その耕地と直接結び付いた「税」が課されない農民所属田として扱われるようになったということである。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

ハーオハーンは耕作戸が1.5ハープずつ出すことになっている [歴 6 : 152]。耕作以外の徭役や米以外の品物の納入は、タイムン⁽⁵⁴⁾にもレークノイにも課されていたが、家内労働はレークノイの負担とされていた [歴 6 : 152]。タイムンには、①スマーと呼ばれる、ツァオペンディンに對する入安居、出安居の際の貢納、②ツァオペンディンの行列に加わること、③ツェンファンのツァオロンナーフーという大臣に対して、徭役に行くかわりに盆地部の村の一戸につき一元の半開を納めることなど、ムンツェンファンに對する「税」負担があった⁽⁵⁵⁾[歴 6 : 151]。

4-5 ムンガート (P, 水田6942ムー, 7村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

王族所属田はツァオムン田282ムーである。このうち、城市内にある138ムーは、1946年以前には、徭役によって耕作されていた。その他はあちこちにばらばらに存在するようだが、その耕作方法、「税」の徴収方法は不明である [歴 6 : 140]。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

耕地と直接に関わりない「税」は、ハーオハーンとして、ツァオムンに対してとツァオクワン(ムン議会、クワンの長)に対しての米納入がある。どちらも1950年前後に徐々に量が少なくなり、やがて廃止された⁽⁵⁵⁾。また、ポーラームやポームン、ポーバンといった統治者への米納入も存在した⁽⁵⁶⁾。この他、ツァオムンに対しては銀も納めなくてはならなかった⁽⁵⁷⁾ [歴 6 : 134-135]。

耕作以外の徭役もあり、村ごとに負担戸の数を定め、それを基準として徭役を課すといった「課税」方法を取っていた。徭役に行かねばならない日数はタイムンよりレークノイ(クンファンツァオ)の方が多かった。徭役も1950年前後に徐々に量が少なくなり、1955年の段階では基本的に消滅していたという [歴 6 : 134]。

4-6 ムンマーン (o, 水田5940ムー, 7村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

王族所属田は574ムー、うちツァオムン田が286ムー、ポーラーム田が288ムーである [歴 6 : 129]。ツァオムン田はタイムンの徭役により耕作される。ポーラーム田も、そのポーラームがいずれかのホーシプを管轄することになっている場合は、当該ホーシプ内のタイムンが徭役として耕作した。ホーシプ付きになっていないポーラームのものは、そのポーラームの管轄下にあるクンファンツァオ村落に無償で耕作させていた [歴 6 : 126]。以上のように、王族所属田はすべて、徭役によって耕作されていたのである。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

このムンにも、ハーオハーンと呼ばれる耕地と結びつかない「税」がある。これは六つのタイムンの村がツァオムンとポーラームそれぞれに対して納めるものである。ツァオムンに対しては、各村 6 元の半開の他に、村ごと決められたハープ数の米を納め、ポーラームに対しては、3 元の半開の他に、村ごと決められたハープ数の米を納めることになっていた [歴 6 : 127-8]。家内労働の徭役も、主にタイムンによって担われていた⁽⁵⁸⁾ [歴 6 : 127]。

4-7 ムンパーン (1, 水田2400ムー, 6村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

ムンパーンの王族所属田は、78ムーとかなり少ない。うち、48ムーがツァオムン田、30ムーがポーラーム田である。王族所属田は、1950年より前は徭役によって耕作されていた [歴 5 : 146]。

一村落につき男女ひとりずつツアオムンのために耕作を行っていたという記述もある [歴 5 : 144]。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

毎年一戸につき、ツアオムン、ポーラーム、ポームン⁽⁶⁰⁾に対して 1 ハープずつの米を納めていた。また、人頭税という形で、18歳以上のものは半開を一角ずつ納めていた。ツアオムンがムンハイイなどに会議に行く時の費用や称号を持つ者が「加封」を受ける（正式にその称号を授与される）ために必要な費用⁽⁶¹⁾は、一般の人々の負担となった [歴 5 : 144]。

クンフンツアオの方が「税」負担が軽かったようであるが、概してタイムンとクンフンツアオとの明確な区分は見られないという⁽⁶²⁾ [歴 5 : 144]。

4-8 ムンツェンロー (m, 水田2980ムー, 8 村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

王族所属田は、ツアオムン田200ムーである [歴 5 : 152]。ツアオムン田に関しては、徭役によって耕作されるという記載 [歴 5 : 151] と、ひとつのクンフンツアオ（レークノイ）の村が耕作を請け負って定額の「小作料」を納めるという記載 [歴 5 : 152] がある。これは、例えば数年あるいは数十年の時期の違いによる状況の変化と見られる可能性がある。いずれにせよ、時期については明記されていないので、これ以上の議論はできない。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

王族所属田と関わりを持たない「税」としては、このムンでもハーオハーンがあり、すべての村で一戸あたり 1 ハープから 2 ハープが徴収された [歴 5 : 152]。タイムンの村ではポーラームにも同様に米を上納したところもあるらしいが、史料の原文からして意味が通らない部分があり、その実態を明らかにすることはできない [歴 5 : 152]。

耕作以外の徭役の中で、クンフンツアオに課されているのが確実なのは、馬を飼うことと夜警だけである [歴 5 : 151]。徭役の性質によって、タイムンの担当か、クンフンツアオの担当かという明確な区別はなされていないようである。

4-9 ムンツェンヌー (s, 水田9942ムー, 26村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

ツアオムン田は124ムーあるが、三つの村に分散して分布している。徭役によって耕作されるわけではなく、それぞれの村に貸し出すという形をとり、収穫米の50パーセントという比較的高額の「小作料」を取っている [歴 7 : 7]。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

柯樹勧の入って来る前⁽⁶³⁾は、村田からも、一石の種糲を蒔く広さ（「唱」という単位⁽⁶⁴⁾で呼ばれる）ごとに一定の量の米が納められていた。その量は、タイムンは「唱」ごとに1012.5斤 (4.5

石), レークノイ「喝」ごとに337.5斤 (1.5石) [歴 7: 7, 11] であった。

タイムンはその他にカーンムン (ムンの公民としての仕事) も負わねばならず, レークノイはツァオムンに対する家内労働的徭役を担当していた [歴 7: 11]。

4-10 ムンヒン (t, 水田10128ムー, 11村落)

このムンには王族所属田はない [歴 7: 43]。ハーオハーンは村単位で払っており, その量は毎年一か村 6 万石である [歴 7: 49] という⁽⁶⁾。

4-11 ムンバーン (u, 水田2654ムー, 6 村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

王族所属田としては, ツァオムン田が184.8ムーあり, そのうち96.8ムーは三つの村に対して貸し出して, 7 石の「小作料」を取っていたという [歴 7: 91, 95]。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

耕地と直接対応しない「税」としては, 戸単位で納める, 米と半開があった。「土地清丈」前は, 每戸 1 石と 2 元の半開, 「土地清丈」後は, 每戸 5 斗, 1.5 元の半開, 「解放」(1950年) 後は毎戸 2.5 斗と, だんだんと納める量は減少したと『調査報告』にはある。[歴 7: 95]。

他の徭役, 貢納については, 特定の田の耕作と結び付いた形で課される徭役, 貢納がかつて存在した可能性もある [歴 7: 91]。

4-12 ムンツェントン (v, 水田2639ムー, 12村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

このムンには, 王族所属田としては, ツァオムン田が86ムーある。その大部分は農民に貸して「小作料」を取っている。「小作料」の率は, 土地の善し悪しによって違っていた⁽⁶⁾ [歴 7: 122-123, 132]。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

タイムンは, ツエンファンとツァオムン両方のための徭役に行かなくてはいけなかった [歴 7: 120]。また, ナータン (負担田) すなわち村田を耕作するものは, ツエンファンのツァオペンディンとツァオムン両方のための徭役に行かなくてはならないとの記述もある [歴 7: 121]。

4-13 ムンホン (f, 水田1228ムー, 4 村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

このムンの王族所属田としては, ツァオムン田が60ムーあり, 戸単位に貸し出して「小作料」を取っている [歴 8: 71]。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

ハーオハーンはあったが、戸ごとに同額ではなく、戸が分け持っている耕地を耕作するのに、牛のひく犁がいくつ必要かみて、牛一頭分につき2ハープ納めるという形だった [歴8:73]。

4-14 ムンラー(y, 水田11779ムー, 32村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

ツァオムン田は2194ムーあり [歴9:9], [1] タイフンノイ⁽⁶⁾というクンフンツァオとシプサー⁽⁶⁾オ(タイムン)に徭役として耕作させるものと、[2] 各種徭役(「専業労役」)の報酬としてレークノイに分け与えるもの、そして[3] 貸し出して「小作料」をとるものに分けられる [歴9:8]。ポーラーム田も2158ムーある [歴9:8] が、そこからの「税」の徴収法は不明である。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

ハーオハーンは、シプサー⁽⁶⁾オ(タイムン)から、村を単位として納められている [歴9:5-6]。また、毎戸5ハーオ(半開1個)⁽⁶⁾を納めるという「税」もある。この他、ハマー・ラールーという自治行政単位⁽⁶⁾から、そのハマーの担当となっている、パヤーカオ(ポーラームのうち筆頭の者)に、一戸あたり3元おさめることになっていた [歴9:7]。

4-15 ムンウェン(x, 水田828ムー, 5村落)

王族所属田との関わりで課せられる「税」

このムンの王族所属田は、ツァオムン田が122ムーである。1950年以前には徭役によって耕作されていたが、1951年に耕作徭役をやめ、ハーオハーンを1戸につき2斗とるようにしたという [歴9:57]。1952年には、それも廃止されている [歴9:60]。

王族所属田と直接に関わりのない「税」

1952年までは、ツァオムンのために魚を取る徭役があった [歴9:60]。1909年までは、2人ずつ2か月交替でツァオペンディンの家に家内労働をしに行っていたが、1909年からは、年に三両の銀納となり、柯樹勛時代からは年に半開40元、すなわち、一戸あたり1.2元を納めるようになったという⁽⁶⁾。ムンツェンファンのツァオロンナーフワという大臣に対しても、出安居の際の貢納が義務付けられていた [歴9:60]。

4-16 小 結⁽⁷⁾

王族所属田からの「税」徴収のしかたを見ると、完全に徭役によって耕作させるという形を取っていたのは、ムンハーン(q), ムンマーン(o), ムンパーン(l), ムンウェン(x)である。ムンスーン(e)やムンツェンツン(i)でも王族所属田が徭役によって耕作されていたと見るのが自然である。ムンワン(r)においても、王族所属田のほとんどが徭役によって耕作されていた。

ムンガート(p), ムンラー(y)の王族所属田は、徭役によって耕作されていた部分も「小作料」をとっていた部分もあった。ムンツェンロー(m)は、徭役によって耕作されていたという記述と村に耕作を請け負わせ「小作料」を取っていたという記述の両方が見られる。

一方、「小作料」のような形で王族所属田からの「税」を徴収していたものには、ムンツェンヌー(s), ムンツェントン(v), ムンホン(f)が挙げられる。

さて、王族所属田が徭役によって耕作されるムンの分布をみると、一定の傾向があることに気付く。それは、ムンウェン(x)を除くすべてのムンが、メコン西岸にあるということである。それに対して、「小作料」の形で王族所属田からの「税」を徴収していたムンは、メコン東岸に分布している（表1参照）。

更に五大ムンのうち、メコン西岸にあるものについて再度確認していくと、20世紀初頭以前のムンツェー(n)においては、王族所属田は主として徭役によって耕作されていた。ムンハイ(i)も同様である可能性が大きい。そして、唯一メコン東岸にあったムンポン(z)においては、王族所属田は主として「小作料」をとる形で耕作されていた（表1参照）⁽⁷³⁾。

また、ムンツェンファンとそのポーラーム田の分布するムンハム、ムンヤーンノイ、ムンツェンハーについては、王族所属田は主として「小作料」をとる形で耕作されている（表1参照）。

以上から、大まかな傾向を言うなら、メコン西岸のムンの多くにおいては、王族所属田を徭役によって耕作させるという形が一般に取られており、メコン東岸の諸ムンにおいては、王族所属田の耕作を村落などに請け負わせて決まった「小作料」をとるという形が一般的であった⁽⁷⁴⁾。また、メコン本流沿いのムン、すなわちムンツェンファンおよびそのポーラーム田がありツェンファンと密接な関係を持つムンは、「小作料」を取る形で王族所属田から「税」を徴収していた。

一方、一般にハーオハーンと呼ばれる、具体的耕地に直接結び付かない形での「米」の徴収は、メコン西岸でもメコン東岸でも、ほぼすべて⁽⁷⁵⁾のムンで存在していたことが確認できる（表2参照）。

おわりに

以上、『調査報告』中に記載されている各ムンの「税」徴収のシステムを相互に比較した。その結果、明らかになったのは、以下のようのことである。

王族所属田からどのように「税」が徴収されていたかに関しては、一部例外を除いて、メコン西岸とメコン東岸とではまったく異なった「課税」の手段がとられていた。すなわち、メコン西岸においては王族所属田を徭役によって耕作させるという形が一般的であり、メコン東岸においては耕作を村落などに請け負わせてその耕地から毎年決められた量の米を「小作料」のように納めるという形が一般的であった。メコン東岸は18世紀以来中国による統治が徐々に浸透していき、メコン西岸とは異なる政治的、経済的環境におかれてきた〔加藤1997〕。メコン西岸とメコン東岸とで「課税」の手段が異なるのも、その一つの表れであろうか⁽⁷⁶⁾。

また、メコン本流沿いのムン、すなわちムンツェンファンとその周辺のムンハム、ムンヤーンノイ、ムンツェンハーといったムンでは、王族所属田から「小作料」を取るという「課税」方法を取っていた。更に詳しく見てみると、ムンハム、ムンヤーンノイ、ムンツェンハーで「小作料」的に米を徴収していたのは、ムンツェンファンのポーラームに所属する田においてであった。よって、別の言葉で言えば、ムンツェンファンの王族に所属する耕地については、それがどこにあろうと、「小作料」的な米の徴収がなされていたということになる。

前稿で見たように、王族所属田が他のムンに比べてはるかに多いというのが、ムンツェンファンの特徴であった [KATO 1994]。だが、同じ王族所属田といつても、ムンツェンファンのものはムンハーアイやムンツェーといった大ムンにある王族所属田とは性格が異なっていたといえよう。すなわち、ムンハーアイやムンツェーでは王族所属田は徭役によって耕作される耕地であったのに対し、ムンツェンファンのものは耕作を請け負わせて「小作料」を取る耕地であった。ムンハーアイ、ムンツェーの王族所属田は比較的少量であり（表1参照）、徭役によって耕作させ全収穫物を取るにしても、それは「税」の主要な部分にはなりえなかった。それに対して、ツェンファンの王族所属田の大部分は「小作料」的に「税」をとっており、それがムンが得る「税」のうち重要な部分を占めていたのである。これが、王族所属田という観点から見た、「ツェンファン型」と「ムンツェー型」の違いの背景にあるものなのである⁽⁷⁾。

さて、王族所属田から「小作料」的に「課税」するという方法だけを見ると、それはメコン東岸の多くのムンでも採用された方法である。「課税」方法としてムンツェンファンの独自性を表しているのは、「小作料」的に「課税」すると同時にハーオハーンという形の「課税」法をまったくとらないということである⁽⁸⁾。シプソンパンナーにおいてハーオハーンを課さなかったのは、比較的規模の大きいムンの中ではムンツェンファンだけである（表2参照）。言いかえれば、ムンツェンファンでは、具体的耕地と関係ない、戸や行政単位を対象にした「税」を課すことなく、米を納める形の「税」はすべて具体的な耕地との関連のもとで徴収されていたということになる。他のムンでのハーオハーンが、文字どおり徭役に行かない代りに米を納めるという形で発生したものである可能性があるのに対し、ツェンファンの王族所属田の大部分は徭役とは関係ない形で、すなわち土地の経営だけをめざして新たに開かれたものだということは明らかである。

以上のように、ムンツェンファンにおいては、「税」としての米の獲得は実際の個別の耕地と密接に結びついたものであるという前提が成立していた。一方、その他のムンでは、「税」としての米の獲得は、戸や村落、その他の行政単位を支配することによって得られるものであった。この点は、「ツェンファン型」と「ムンツェー型」の違いの背景にある意識の違いとして重要だろう。

そして、それらの「税」を主に負担する対象も、ムンツェンファンとその他のムンとでは異なっていた。その他のムンでは、戸や村落などの社会単位に課せられる「税」は主としてタイムンから徴収される場合が多かった。クンフンツァオに課される場合も、タイムンより少量、しかもクンフンツァオの中のレークノイだけに課すなどの限定条件がつく場合がほとんどであった。これ

は、この形の「税」が、王族所属田の徭役に出る代わりに払う代価という意味づけがされていたことと関係するであろう。王族所属田の徭役を主として担当すべき存在は、どのムンでもタイムンであったからである。それに対して、ムンツェンファンの耕地に課税された「税」を負担するのはほとんどの場合、クンフンツァオであった。他のムンのクンフンツァオは、従属民として主として家内労働をすることでムン統治権力にとって意味を持ったが、ムンツェンファンのクンフンツァオは、それに加えて王族所属田の耕作をするものとして「税」確保の上でたいへん重要な役割を果たしていたのである。ムンツェンファンのクンフンツァオは、その意味で、王族所属田の場合と同じく、他のムンのクンフンツァオとは異なった機能をもった存在であった。

ムンツェンファンが以上に述べたようなような独特のシステムによって十分な量の「税」を確保しようと思えば、他のムンより、多くの王族所属田と多くのクンフンツァオを持たねばならなかつたのは当然のことと言えよう。

このような「課税」システムが確立していく過程、つまり王族所属田とクンフンツァオ村落が増加していく過程であるが、かつて筆者が明らかにしたことと考え合わせると、以下のような仮説を示すことができよう。すなわち、ムン統治権力は、家内労働に従事していた従属民やムン外からの移住民をムン内に積極的に入植させてクンフンツァオ農民とし、入植先で開墾させてそれを王族所属田とした〔加藤1991〕。その際、彼らの村落が沖積低地部に作られる場合など、開墾、耕作のために、水路を新設するか既存の水路を延長するかして排水を行い、灌溉組織を整備して水利管理をしなくてはならない場合は、ムン統治権力がその主導者となったのである〔加藤1991；1994〕。そして、入植させた人々に開墾させた耕地から収穫米を納めさせる方法として、ムンツェンファンの統治権力が選択したのは、開墾させた耕地を「小作料」を納めさせる王族所属田とするという方法だった⁽³⁰⁾。これは、米を徵収するために、人や労働力を支配するのではなく、耕地を支配しようという発想に基づいている。先に見たように、メコン西岸のムンでは人や労働力を支配して米を上納させようという発想が主だったし、メコン東岸のムンには耕地を支配しようとした例も少しはあるものの、やはり人や労働力を支配することによって多くの上納米を獲保しようという考え方方が大きな部分を占める。ムンツェンファンのこの「課税」システムの背景にある思想は、シプソンパンナーにおいては非常に特殊なものだったと位置付けることができよう。

なぜ、ムンツェンファンの統治権力がこの「課税」法をとったか、それにはどんな利点があったか、またはその方法を取らねばならないどんな理由があったのか、などについては、今のところ議論できる材料はそろっていない。だが、それは、ムンツェンファンがシプソンパンナーの中心ムンであったことを通じて形成されてきた特徴のひとつであった可能性があるし、更には、このムンが、諸ムンをまとめるシプソンパンナーの中心ムンとしての地位を確立、維持する手段として作用したかもしれない。各ムンとの比較を更に進め、それらの点が実際どうであったかを解明することは、今後に残された大きな課題である。

参考文献

* 資・史料として使用したもの（〔 〕内は本文、注で用いた略称）

『民族問題五種叢書』雲南省編輯委員会（編）

1983 a 『西双版納傣族社会総合調査（一）』〔総1〕

1983 b-f 『傣族社会歴史調査（西双版納之一～五）』〔歴1〕～〔歴5〕

1984 a 『西双版納傣族社会総合調査（二）』〔総2〕

1984 b 『傣族社会歴史調査（西双版納之六）』〔歴6〕

雲南省編集組（編）

1985 a, b 『傣族社会歴史調査（西双版納之七～八）』〔歴7〕, [歴8]

1987 『傣族社会歴史調査（西双版納之十）』〔歴10〕

1988 『傣族社会歴史調査（西双版納之九）』〔歴9〕

以上中国語、雲南民族出版社より

『雲南省少数民族古籍整理出版規則弁公室（編）』

1989 『車里宣慰使世系集解』雲南民族出版社〔世系集解〕（中国語およびタイ・ルー語）（刀永明の注釈つき）

* その他の文献

加藤久美子

1991 「シプソンパンナー・タイ族における伝統的農民統治の地形的分類：「盆地国家」ツェンファン（景洪）王国の分析」『東南アジア：歴史と文化』20 : 3-34頁

1994 「ムアン政治権力の水利組織への関与をめぐって：シップソーンパンナー、ムアンツェンファンの事例」『名古屋大学東洋史研究報告』18 : 141-165頁

1997 「シップソーンパンナーにおける「中央」と「地方」：ムアンチエンファンと周辺勢力との関係をめぐって」『東南アジア史の中の「中央」と「地方」』（平成6年度～平成8年度科学研究費補助金 国際学術研究 研究成果報告書 研究代表者：大阪外国语大学 吉川利治）: 44-81頁

KATO, Kumiko

1994 "Muang Polities in Sipsongpanna: A Comparison of the Categories of Land and People among the Muang" 『名古屋大学文学部研究論集（史学）』40 : 25-50頁

劉隆, 他（編）

1990 『西双版納国土経済考察報告』雲南人民出版社（中国語）

馬曜

1955 「西双版納傣族社会経済調査総結報告」, 『民族問題五種叢書』雲南省編輯委員会（編）1983
『傣族社会歴史調査（西双版納之二）』: 1-71頁, 雲南民族出版社

三谷恭之

1984 「東南アジア諸言語の系譜」大林太良（編）『東南アジアの民族と歴史』: 58-78頁, 山川出版社

注

(1) ここでいう「大陸東南アジア北部一帯」という表現は、いわゆる東南アジア諸国の国境外の地域を含めて、もう少し広い範囲を指すものとして使用したい。具体的には、タイ国北部、ラオス、ビルマ（ミャンマー）

ンマー）シャン州、ベトナム西北部、中国の雲南南部は少なくとも含むことをとりあえず確認しておく。また、この地域にすむタイ族は、李方桂の分類に従えば、南西タイ諸語を話す人々である〔三谷1984：66〕。

それとは言語系統が少し異なるタイ族も、雲南の西の方からシャン州、インドのアッサム州にかけて存在しており、やはり山間盆地に居住しているが、とりあえず本研究での考察の対象としては想定していない。

- (2) 南西タイ諸語中の各語によって音、声調の差があるが、ここではそれらを総括するものとして、ムンという表記を用いる。ムンは、城壁を持った都市的集落そのものを指すと同時に、その都市的集落を中心として形成された一種の国家ともいるべき枠組みをも示す。
- (3) これらムン連合の呼称がいつから使われるようになったかについては、検討が必要である。シプソン・パンナーについては、16世紀以後の史料には確実に表れている。
- (4) ムン連合という形のタイ族政治統合を構造的に把握しようという研究視点に立つ場合、シプソン・パンナーの研究は一事例研究として具体的な情報を提供するばかりでなく、その他のムン連合を研究する際の仮説・モデルの構築、再構築にも寄与できることになるだろう。そして、シプソン・パンナーについてもその他のムン連合の事例についても、研究を積み重ね、その研究結果を相互に参照しあっていくことによって、ムン連合という政治統合の普遍的特質と個々のムン連合の独自の特徴とが徐々に明らかになっていくだろう。それは、大陸東南アジア北部一帯の歴史研究の基礎研究的な部分を占めるものである。
- (5) ムン統治権力を握っていたのは、ムンの首長（ツァオムン）とその親類縁者である大臣・高官（ポーラーム）である。彼ら、ムン首長の一族を筆者は王族という言葉で呼ぶことにしたい。
- (6) 毎年決められたものとして、ムン統治権力がムンの住民に納めさせる米や食料品、日用品、およびムン統治権力がムンの住民にさせる徭役労働のことを「税」、そのような納入、労働の義務を課すことを「課税」と本稿では呼ぶことにする。
- (7) 『調査報告』(本文「はじめに」参照)の各ムンの記述を見ると、水田には、戸、一族、村落など一般農民（王族以外の、水稻耕作を生業としている人々）側に所属すると位置付けられるものと、ムンの首長（ツァオムン）、大臣（ポーラーム）など統治者である王族（注5参照）に所属すると位置付けられるものがあったことがわかる。農民所属の水田は、一般に農民側の管理にまかせられており、その地からの収穫が統治者である王族への米上納と直接結び付くことはなかった。一方、王族所属の水田は、全部であれ一部であれ、その土地から収穫できる米そのものが、決められた官職にある王族に納められることになっていた。
- (8) 『調査報告』中では、王族とその子孫以外のムンの住民を、タイムンとクンフンツァオという二つの範疇に分けて記載してある。タイムンはムンの公民とされ、古くからそのムンに住んでいる人々と位置付けられていた。クンフンツァオは、ムンの王族の「従属民」という性格を持ち、罪人やムンの外からの移住民、王族の家内使用人などに起源を持つと考えられていた〔馬曜1955：11〕。クンフンツァオは、実際はさらに様々な範疇に分けて把握されており、それはムンによって異なっている。一般に、タイムンはタイムンどおしで婚姻関係を結び、タイムンのみで村落（バーン）をつくっていた。クンフンツァオのそれぞれの下部範疇の人々も、同範疇に属するものだけで村落を作っていた。婚姻も、一般には、クンフンツァオの枠内かその下部範疇の枠内で行っていたと考えられる。
- 徭役は村落単位で課されるのが一般的であったが、その村がタイムンの村であるか、クンフンツァオの村であるかによって、また、クンフンツァオの村であればどの下部範疇の村であるかによって、課せられる徭役の内容が異なっているムンが多かった。例えば、ムンの公共事業的な仕事はタイムンが分け持つべきであるとされ、ムン統治権力への私的奉仕、家内労働は、クンフンツァオと位置付けられる人々が主として行うといったようにである。詳細は、本稿本文中でも言及する。
- (9) ムンツェンファンの首長はツァオベンディンと呼ばれ、シプソン・パンナー全体を統括する立場にあった。

本稿では、そのような意味で、ムンツェンファンのことをシプソンパンナーの中心ムンと呼ぶ。

(10) その論文中では、ムンツェンファンとムンツェーを含めて、7つの大きなムンを分析の対象とした。本稿でもそれらを七大ムンと呼ぶ。

(11) そこには、1950年代かそれより少し前の状況が報告されている。よって、本稿で主に分析対象とする時代も、その時代、つまりタイ族による支配が、中国によって改編させられる直前ということになる。

報告書は、1980年代に以下のような形で、雲南民族出版社から出版、公表されている。

『民族問題五種叢書』雲南省編輯委員会(編)

1983『西双版納傣族社会総合調査(一)』([総1])

1983『傣族社会歴史調査(西双版納之一～五)』([歴1]～[歴5])

1984『西双版納傣族社会総合調査(二)』([総2])

1984『傣族社会歴史調査(西双版納之六)』([歴6])

雲南省編集組(編)

1985『傣族社会歴史調査(西双版納之七～八)』([歴7]～[歴8])

1987『傣族社会歴史調査(西双版納之十)』([歴10])

1988『傣族社会歴史調査(西双版納之九)』([歴9])

なお、本文、注で引用する時は、[]内の略号を用いる。

(12) 王族所属田の全耕地に占める割合については[KATO 1994: 33-35]参照。

(13) 図2のムン名は、ツェンという呼称がその名に使われるムンについては、ムンという語を省いて表記してある。例えばムンツェンファンはツェンファンと表記されている。

(14) 盆地の合計面積は978.43平方キロメートル、自治州総面積の約5パーセントを占めているという。

(15) 佐藤哲夫氏の拙稿〔加藤:1991〕へのコメントによればムンツェー盆地は約100平方キロメートル、ムンファン盆地は約60平方キロメートルの面積を持つ。一方、昆明師範学院の求めた数値では、二つあわせて229平方キロメートルとだけ示されている。

両盆地の数値を合計すると約160平方キロメートルとなり、昆明師範学院の求めた数値の約7割となっている。佐藤がムンハイイについて求めた数値も昆明師範学院の求めた数値の約7割になっていることから考えて、両者の違いは計測基準の違いであり、佐藤の計測基準によると昆明師範学院の計測基準の約7割の数値が出てくるだろうことが予測される。よって、佐藤の数値を昆明師範学院の計測基準によって求められるであろう数値に換算してみると、ムンツェー盆地は約143平方キロメートル、ムンファン盆地は約86平方キロメートルということになる。その数値をもって更めて他の盆地と比較して見ても、この二つの盆地は他の盆地より規模が大きい。

なお、佐藤氏のコメントは筆者への私信(1994年9月8日付け)の形で提示された。その引用にあたっては佐藤氏に許可を受けたが、引用に伴う責任はすべて筆者にある。

(16) ムンパン盆地は、メコンの支流、ナムラー河の流域にできた盆地で、東側ムンラー盆地を通る川筋と西南側ムンシン盆地(現在のラオス領内にある)を通る川筋、そして南側ムンマーン盆地を通ってくる川筋とが合流した所に位置している。

(17) そのうち、ムンツェー、ムンファン、ムンハイイ、ムンツェンファンは、いずれも、メコン河に西から流れ込む支流・流沙河の流域に開けた盆地である。佐藤氏によると(注15参照)、流沙河は全長約110キロメートルで、初めはかなり急勾配だが、メコン河との合流点より上流90キロメートルの地点から勾配が千分の三程度に緩やかになり、それがメコン河との合流点より上流20キロメートルの地点まで続き、その後再び急勾配になるという。ムンツェー、ムンファン、ムンハイイはメコン河との合流点より上流90～20キロメートルの緩傾斜部に位置している。ムンツェー盆地とムンファン盆地は別々の支流筋に開けており、その二つの川筋の合流点で相互に接している。その合流点より10キロメートルほど下流から開けているのがムンハイイ盆地である。これら3つの盆地はほとんど山地をへだてず相互に近接している。

一方、ムンロン盆地は、ナムガ河というメコン河の支流流域にできた盆地である。ナムガ河の流域面積は1544平方キロメートルで、流沙河の2019平方キロメートルの四分の三ほどであるという。

- (18) ツェンファン盆地を貫流してメコン河に流れ込む流沙河より、ムンハム盆地を貫流してメコン河に流れ込む支流のほうが規模は小さい。
- (19) 本文の2, 3, 4で述べる、それぞれのムンの状況を簡略に記して表にしたものが表1、表2である。ムンの位置については、図2地図中の記号も付記してある。
- (20) 主に歴4の記述からまとめたものである。それらの記述が何ページにあるかについては〔加藤1991, 1994〕参照。
- (21) 中国の面積単位であるムー（畝=約6.667アール）である。『調査報告』中では、ムーの他に、種糲をどれだけまけるかによって耕地の量を表す例やムン統治者たちに「小作料」として米を上納する場合の基礎単位として耕地の量を表す例があったが、ムン間の比較がしやすいように、本稿ではできるだけムーに換算して示した。
- 種糲はハープという単位や石という単位で示されている。1ハープは天秤棒の両端につるして運ぶ二かご分、約20キログラムであり、およそ4ムー（約26.7アール）の水田にまくための種糲にあたる。1石は約100キログラムであり、およそ20ムーの水田にまくための種糲である。
- 米を上納する基礎単位としての耕地の量は、ナーという単位で表された。ナーは、「水田」という意味の名詞としても使われる単語である。同じナー数とされる田も、土地が肥えていれば面積は小さく、瘦せていれば面積は大きかった。
- 水田を種糲で表すか、米上納単位で表すかは、ムンによって異なっていた。
- (22) 本文の2, 3, 4においては、それぞれのムンについて、図2中の位置（記号）と全耕地面積、村落総数を括弧中に付記する。
- (23) 注21参照。
- (24) それらの徭役が、本当に個別の農民所屬田と結びついた形で課されていたかどうかについては、更に詳細な検討が必要である。土地とは直接関係なく、むしろ、タイムンとクンファンツァオというカテゴリーに関わって課されていた可能性もある。
- (25) ハーオは米を表す語であり、タイ国語ではハ/x/という摩擦音の代わりに破裂音のカ/kh/が使われる。ハーンは、「怠惰」などという意味である。徭役に行かず、その代りに納める米というのが元義であるという。
- (26) 正確な原語は不明である。ハーオが米を指すことは確かである。コンは徭役を意味する言葉だと『調査報告』中にはある。
- (27) クンコンのクンは、クンファンツァオのクンと同様、人という意味のタイ語である。
- (28) 『調査報告』には、タイ語からの中国語への意訳でこのように記されているが、それが誤し違いである可能性があるとの注記がある。
- (29) 雲南で流通していた銀貨で、5角（2分の1元）の価値を持ったものを指していると考えられる。
- (30) ボクは、数個の村落をまとめる自治的行政単位である。
- (31) レークノイという集団範疇名称は、多くのムンで存在した。レークとは、統治者の誰かに所属している民という意味で使われた語であると思われる。ノイは小さいという意味である。ムンの公民で誰にも所属していないタイムンに対して、もう一つの主要な民のあり方がレークノイであったと考えられる。
- (32) 『調査報告』には、国民党の柯樹勤の入って来る前との記述が添えられている。それは、1910年前後のことと見てよいであろう。
- 柯樹勤は、1911年に、ムンツェンファンに求められて武力援助し、ムンツェーとの間の戦争においてムンツェンファンに勝利をもたらした。それをきっかけに、柯樹勤勢力はシプソンパンナーの政治に介入するようになり、1912年には柯樹勤を総局長とする普思沿辺行政総局ができた。これにより、形の上では、

ツェンフン政権と柯樹助政権がシブソンパンナーを共同統治するということになる [世系集解: 198] が、実質上は、ツェンフンによるシブソンパンナー統治の形態はそれまでと変わらず、柯樹助政権は新しい「税」の項目をつくり農民からその「税」を受け取るという形でしか存在しなかった。

- (33) それが実際の値であるか、それとも規定の上だけの数字であるかは、史料からは判断できない。
- (34) 村落(バーン)、ボクなどの自治的行政単位は、それぞれに対して特定のポーラーム職が管轄を担当するように決められていることが多かった。
- (35) ムンの経済的基盤について議論するとき、交易にともなう「税収」があったかどうかということも当然考慮されねばならないが、ここではムン内の農民からの「税」がどのようにムンに納められていたかということのみをとりあえず考えることにする。

ムンツェーにおいては、ハーオハーン以外にも王族所属田と関わりなく納められる税があった。すなわち、入安居、出安居の際に、ツァオムンに対して、一戸につき半開4角、蠟燭2対、布と米を少しづつを納めねばならなかった。それはスマートと呼ばれた [歴6: 19]。ツァオムンはこのうち一部をポーラームに分け与えたという。クワン(ムン議会)に対しては、一戸につき半開2角から3角が、ボクを通して納められた [歴6: 19]。

- (36) いつ書かれたか記載されていないが、「この制度は三年から四年ごとに一度検討して、(必要があれば)制定し直す。」との言葉が文頭にある。
- (37) ハーオが米を指し、ファークが預けることを意味している。本文中でランと片仮名表記した最後の音節が、原語では正確にどのような音なのか、何を意味する語かは不明である。
- (38) 耕作徭役は、その時点で、一戸につき二日間であった。
- (39) タイムンと各種のクンファンツァオの間には、以前は通婚関係がなかったといわれるが、調査が行われたころには通婚の例も見られた。例えば、タイムンとバーオツァーイの通婚の例なども報告されている [歴5: 36]。
- (40) この他、タイムンは、入安居、出安居の時に、ツァオペンディンとムンハイイのツァオムンそれぞれに対してスマートと呼ばれる貢納をしなければならなかった。スマートはタイムンだけが納めたというのは、タイムンのムン公民としての立場を示すものと見てよいであろう。

スマートの内容は、ツァオペンディンに対しては、戸単位で、茶ひとつみ、銅板三枚、黄蝶23両、ツァオムンに対しては茶ひとつみ、銅板二枚、黄蝶一両を納めなければならないというものであった [歴5: 37]。

この数値によれば、スマートは、ツァオペンディンに対するものほうが、ツァオムンに対するより多いことになる。ツァオペンディンに対して一戸の出す量、すなわち、茶ひとつみ、銅板三枚、黄蝶23両の二回分(一年分)は、半開では15元、米では7.5ハープに相当するという。よって米1ハープは2元と計算されていることになる。ツァオムンに対して一戸の出す量、すなわち、茶ひとつみ、銅板二枚、黄蝶一両の二回分(一年分)は、半開では5角に換算できる。事例として挙げられているこの村では、村全体で23元になり、米では11.5ハープに相当するという。

『調査報告』中には、このように換算率が示されているが、スマートが実際には何で支払われていたかは明確でない。半開や米で代納されていた可能性もある。

- (41) 歴9の40ページから49ページに収録されている報告による。1955年2月の日付がある。
- (42) この他、柯樹助時代から徵収されるようになった門戸錢についての記述もある。
- (43) ポーラームのために耕作する徭役には350日を要したという。
- (44) 「税」を課すために設定された数値で実際の戸数より少ない。よって、負担戸一戸ごとにどれだけという「課税」のしかたをした場合、実際の一戸の負担量がそれより少なくなるか、または、何年かに一度順番で負担するか、少なくとも何年かに一度は負担しなくてもいいことになる。
- (45) 漢字への音訳で示されているが、タイ語の原語は不明である。

- (46) ツァオペンディンへの労働奉仕については、4つの村について記述がある。そのうち二村は、村毎に一人ないしは二人が、入安居、出安居それぞれに鶏と米と錢少々を持ってツェンファンまで働きに行くという形態をとる。もう一村では、同じく一人ないしは二人が入安居、出安居に際して、台所を修理に行くというものである。残りの一村では、五月、六月、十二月に二人が炊事をしにいくことになっていた。なお、入安居、出安居と新年には、ムンファンに対しても、ムンバーンとツェンローからリスが貢納品として送られてくる。
- (47) 『調査報告』に記載されていないだけの可能性もある。
- (48) 『調査報告』中の当該の節の題は「労役負担——“カーンムン”と農業、專業性の労役」である。また、その内容において、ツァオムンとポーラームに対する徭役について触れたあと、ボクという行政単位の長に対しても耕作に必要な労働力提供をすることがあったとの記述がある。それらから、判断してツァオムンへの耕作徭役もあったと考えるのが自然であろう。
- (49) ただ、これは柯樹勤の入って来る以前の状況である。それより更に前は、タイムンは、カーンムンおよびツァオムンとポーラームに対する米納入がそれぞれ1ハープずつ、クンファンツァオは、ツァオムンとポーラームに対する農業労働二日の他に「專業労役」もおこなっていた。柯樹勤の入ってきたあとで、クンファンツァオも米を納めタイムンも労働するようになった〔歴6:111〕。「税」負担上のタイムンとクンファンツァオの分業がくずれたということになろう。
- また、ツェンツンには、ツェンファンに直属するクンマーと呼ばれる人々の村も2つあり、ツァオペンディンに対する徭役とムンハーヤイのツァオムンに対するハーオハーンを負担していた〔歴6:112〕。
- (50) ムンワンでは、ムンの首長をツァオヤークワン（召雅貫という漢語表記からの類推音）と呼んでいた〔歴6:158〕が、ここでは他のムンとの統一のためにツァオムンと表わしておく。
- (51) 『調査報告』中に個々の数値の合計の欄に825ムーと記されているが、明らかに計算間違いである。
- (52) 『調査報告』では、ホーシプの長や村長に属する耕地も、「領主」の耕地としてムンの首長や大臣・官僚の土地と同じように扱っている。ここで合計として示した中には、ホーシプの長や村長に属する耕地も含まれていると考えてよい。
- (53) 準備はタイムンによりなされた。
- (54) このムンではラーオムンと呼ばれる。
- (55) また、ムンツューのクワン（議会）に対して、一負担戸あたり一錢の「文書銀子」を納入するのも、タイムンのみの負担であった。
- (56) その経過は以下のようである〔歴6:134-5〕。
- ツァオムンに対するもの（ハーオホーカン）
- | | | |
|-------|-----------|------------|
| 1948年 | 耕作戸1.5ハープ | 非耕作戸1ハープ |
| 1952年 | 耕作戸1ハープ | 非耕作戸0.5ハープ |
| 1954年 | 納めなくなった。 | |
- ツァオクワンに対するもの（ハーオフンカン）
- | | | |
|-------|-----------|----------------|
| 1948年 | 耕作戸1ハープ | 非耕作牛馬所有戸0.5ハープ |
| 1952年 | 耕作戸0.5ハープ | |
| 1953年 | 納めなくなった。 | |
- (57) それは以下に挙げるようである〔歴6:135〕。
- ハーオボーラーム：村ごとに10ハープ。耕作戸0.5ハープ
 (ただし、1950年以後は、納めなくなった。)
- ハーオボームン：耕作戸1ハープ 非耕作戸0.5ハープ
- ハーオランバン（ボーバンヘ）：耕作戸0.5ハープ 非耕作戸0.25ハープ
 ボームン、ボーバンがどのような職であったか、詳細は不明である。

- (58) その量は、柯樹勦の入って来る前は、耕作戸1錢、非耕作戸0.5錢であり、柯樹勦の入って来た後はだんだん増え、半開でそれぞれ2.5元と1.25元にまでなったという [歴6:135]。
- (59) 多くのムンで家内労働はクンフンツァオに従事させことが多いのにに対して、このムンではタイムンに割り当てられていたのは、このムンのクンフンツァオの数が少ないということによるのだろうか。
- (60) ポームンがどのような職であったか、詳細は不明である。
- (61) 「加封」は入安居、出安居に際して行われた。ムンバーンのパヤー以上の称号を表つものは、ムンフンのツアオムンによって封じられたという。ムンバーンがムンフンの属国の立場を表す例として興味深い。
- (62) ムンバーンのタイ族の村落数は、1950年以前は10か村、その後は6か村という小さなムンである。6か村のうち、クンフンツァオ（レークノイ）が2か村である。
- (63) 柯樹勦の入って来た後は、米の上納も各種徭役も減ったという。柯樹勦については注32参照。
- (64) もとのタイ語の発音はわからない。中国語に音訳してあるそのままの文字を用いて表した。
- (65) 耕作戸一戸（自然戸）を一負担戸（ホーフンタン）とするというが、実際は戸ごとに供出量に違いがあったようである。耕作している耕地が広いほどハーオハーンが多いという事例はあるが、それも耕地の広さに比例はしていない [歴7:45]。その他、国民党勢力に対する負担もあった [歴7:49]。
- (66) 1斗の種糲を薄く土地に対して、少なくて1石、普通は1.5石、多くて2石という例が報告されている [歴7:132]。
- (67) タイフンは、直訳すると「家人の人」という意味であり、家内労働を受け持つクンフンツァオを指すと思われる。ノイは、小さいという意味である。タイフンの中にも、ノイ（小さい）とロン（大きい）の区分があったのかもしれない。
- (68) 西掃と書かれた中国語音訳から、予測したタイ語音を片仮名で表記したものである。他のムンのタイムンにあたる。
- (69) 10ハーオで1元に相当する。
- (70) ハーマー・ラールーには、もともと別の小「土司」（首長）がいたという。ラールー田と呼ばれる田は、ハーマー・ラールー以外のハーマーにもある。別のハーマーにおいて、ラールー田を村田として使っている村は、ボーラーム・ラールーに対する労役の一部を肩がわりすることになっていた [歴9:9]。
- (71) ムンウェンは、もともとツアオベンディンのクンフンツァオだったと、『調査報告』中には書き加えられている。
- (72) イパン（象明）には、1950年代を待たずに、漢族がすでに多く入ってきており、統治制度も他のムンとはずいぶん異なってしまっている。よって本文中で、他のムンと同列に議論することはできなかった。ただ、『調査報告』中には、ツアオムン田が、三か村によって、徭役として耕されているとの記述がある [歴7:157]。
- (73) ムンロン(h)については不明である。ムンフン(k)は、メコン西岸にありながら「小作料」的「課税」が主流である、確実な例外であるといえる。
- (74) これは、メコン東岸においては18世紀の前半から中国勢力による「改土帰流」が進んでおり、一方、メコン西岸においては中国勢力の直接の侵入がずっと遅れたということと関係があるのかもしれない。メコン東岸の「小作料」的な「税」の納め方が中国の影響を受けて確立したものと断言できる証拠は今のところ提示できない。その可能性は十分にあることだけ確認しておこう。
- (75) ムンツェントンではその存在の有無が不明である。
- (76) ムンツェンフンはメコン西岸にあるとはいえる、川沿いにあって東岸との交通の便はよく、しかも、シプソンパンナーの中心ムンとして、メコン東岸に勢力を延ばしてきた中国勢力と直に交渉すべき立場にあった。よって、王族所属田から「小作料」的に「税」を納めるという発想が中国との関わりで出現したとすれば、ムンツェンフンは、中心ムンとして中国との外交を続けていく中で、その「徵税」法を導

- (46) ツァオペンディンへの労働奉仕については、4つの村について記述がある。そのうち二村は、村毎に一人ないしは二人が、入安居、出安居それぞれに鶏と米と錢少々を持ってツェンファンまで働きに行くという形態をとる。もう一村では、同じく一人ないしは二人が入安居、出安居に際して、台所を修理に行くというものである。残りの一村では、五月、六月、十二月に二人が炊事をしにいくことになっていた。なお、入安居、出安居と新年には、ムンファンに対しても、ムンパーンとツェンローからリスが貢納品として送られてくる。
- (47) 『調査報告』に記載されていないだけの可能性もある。
- (48) 『調査報告』中の当該の節の題は「労役負担——“カーンムン”と農業、專業性の労役」である。また、その内容において、ツァオムンとポーラームに対する徭役について触れたあと、ボクという行政単位の長に対しても耕作に必要な労働力提供をすることがあったとの記述がある。それから、判断してツァオムンへの耕作徭役もあったと考えるのが自然であろう。
- (49) ただ、これは柯樹助の入って来る以前の状況である。それより更に前は、タイムンは、カーンムンおよびツァオムンとポーラームに対する米納入がそれぞれ1ハープずつ、クンファンツァオは、ツァオムンとポーラームに対する農業労働二日の他に「專業労役」もおこなっていた。柯樹助の入ってきたあとで、クンファンツァオも米を納めタイムンも労働するようになった〔歴6:111〕。「税」負担上のタイムンとクンファンツァオの分業がくずれたということになろう。
- また、ツェンツンには、ツェンファンに直属するクンマーと呼ばれる人々の村も2つあり、ツァオペンディンに対する徭役とムンハイイのツァオムンに対するハーオハーンを負担していた〔歴6:112〕。
- (50) ムンワンでは、ムンの首長をツァオヤークワン（召雅貫という漢語表記からの類推音）と呼んでいた〔歴6:158〕が、ここでは他のムンとの統一のためにツァオムンと表わしておく。
- (51) 『調査報告』中に個々の数値の合計の欄に825ムーと記されているが、明らかに計算間違いである。
- (52) 『調査報告』では、ホーシプの長や村長に属する耕地も、「領主」の耕地としてムンの首長や大臣・官僚の土地と同じように扱っている。ここで合計として示した中には、ホーシプの長や村長に属する耕地も含まれていると考えてよい。
- (53) 準備はタイムンによりなされた。
- (54) このムンではラーオムンと呼ばれる。
- (55) また、ムンツェーのクワン（議会）に対して、一負担戸あたり一錢の「文書銀子」を納入するのも、タイムンのみの負担であった。
- (56) その経過は以下のようである〔歴6:134-5〕。

ツァオムンに対するもの（ハーオホーカン）

1948年 耕作戸1.5ハープ 非耕作戸1ハープ
 1952年 耕作戸1ハープ 非耕作戸0.5ハープ
 1954年 納めなくなった。

ツァオクワンに対するもの（ハーオフンカン）

1948年 耕作戸1ハープ 非耕作牛馬所有戸0.5ハープ
 1952年 耕作戸0.5ハープ
 1953年 納めなくなった。

- (57) それは以下に挙げるようである〔歴6:135〕。

ハーオボーラーム：村ごとに10ハープ。耕作戸0.5ハープ

（ただし、1950年以後は、納めなくなった。）

ハーオボームン：耕作戸1ハープ 非耕作戸0.5ハープ

ハーオランパン（ボーバンへ）：耕作戸0.5ハープ 非耕作戸0.25ハープ

ボームン、ボーバンがどのような職であったか、詳細は不明である。

- (58) その量は、柯樹勦の入って来る前は、耕作戸1錢、非耕作戸0.5錢であり、柯樹勦の入って来た後はだんだん増え、半開でそれぞれ2.5元と1.25元にまでなったという [歴6:135]。
- (59) 多くのムンで家内労働はクンフンツァオに従事させことが多いのに対して、このムンではタイムンに割り当てられていたのは、このムンのクンフンツァオの数が少ないとということによるのだろうか。
- (60) ポームンがどのような職であったか、詳細は不明である。
- (61) 「加封」は入安居、出安居に際して行われた。ムンバーンのパヤー以上の称号を表つものは、ムンファンのツアオムンによって封じられたという。ムンバーンがムンファンの属国の立場を表す例として興味深い。
- (62) ムンバーンのタイ族の村落数は、1950年以前は10か村、その後は6か村という小さなムンである。6か村のうち、クンフンツァオ(レークノイ)が2か村である。
- (63) 柯樹勦の入って来た後は、米の上納も各種徭役も減ったという。柯樹勦については注32参照。
- (64) もとのタイ語の発音はわからない。中国語に音訛してあるそのままの文字を用いて表した。
- (65) 耕作戸一戸(自然戸)を一負担戸(ホーフンタン)とするというが、実際は戸ごとに供出量に違いがあったようである。耕作している耕地が広いほどハーオハーンが多いという事例はあるが、それも耕地の広さに比例はしていない [歴7:45]。その他、国民党勢力に対する負担もあった [歴7:49]。
- (66) 1斗の種粉を蒔く土地に対して、少なくて1石、普通は1.5石、多くて2石という例が報告されている [歴7:132]。
- (67) タイフンは、直訳すると「家の人の」いう意味であり、家内労働を受け持つクンフンツァオを指すと思われる。ノイは、小さいという意味である。タイフンの中にも、ノイ(小さい)とロン(大きい)の区分があったのかもしれない。
- (68) 西掃と書かれた中国語音訛から、予測したタイ語音を片仮名で表記したものである。他のムンのタイムンにあたる。
- (69) 10ハーオで1元に相当する。
- (70) ハーマー・ラールーには、もともと別的小「土司」(首長)がいたという。ラールー田と呼ばれる田は、ハーマー・ラールー以外のハーマーにもある。別のハーマーにおいて、ラールー田を村田として使っている村は、ボーラーム・ラールーに対する労役の一部を肩がわりすることになっていた [歴9:9]。
- (71) ムンウェンは、もともとツアオペンディンのクンフンツァオだったと、『調査報告』中には書き加えられている。
- (72) イパン(象明)には、1950年代を待たずに、漢族がすでに多く入ってきており、統治制度も他のムンとはずいぶん異なってしまっている。よって本文中で、他のムンと同列に議論することはできなかった。ただ、『調査報告』中には、ツアオムン田が、三か村によって、徭役として耕されているとの記述がある [歴7:157]。
- (73) ムンロン(h)については不明である。ムンファン(k)は、メコン西岸にありながら「小作料」的「課税」が主流である、確実な例外であるといえる。
- (74) これは、メコン東岸においては18世紀の前半から中国勢力による「改土帰流」が進んでおり、一方、メコン西岸においては中国勢力の直接の侵入がずっと遅れたということと関係があるのかもしれない。メコン東岸の「小作料」的な「税」の納め方が中国の影響を受けて確立したものと断言できる証拠は今のところ提示できない。その可能性は十分にあることだけ確認しておこう。
- (75) ムンツェントンではその存在の有無が不明である。
- (76) ムンツェンファンはメコン西岸にあるとはいえる、川沿いにあって東岸との交通の便はよく、しかも、シブソンパンナーの中心ムンとして、メコン東岸に勢力を延ばしてきた中国勢力と直に交渉すべき立場にあった。よって、王族所属田から「小作料」的に「税」を納めるという発想が中国との関わりで出現したとすれば、ムンツェンファンは、中心ムンとして中国との外交を続けていく中で、その「徵税」法を導

- (46) ツァオペンディンへの労働奉仕については、4つの村について記述がある。そのうち二村は、村毎に一人ないしは二人が、入安居、出安居それぞれに鶏と米と錢少々を持ってツェンファンまで働きに行くという形態をとる。もう一村では、同じく一人ないしは二人が入安居、出安居に際して、台所を修理に行くというものである。残りの一村では、五月、六月、十二月に二人が炊事をしにいくことになっていた。なお、入安居、出安居と新年には、ムンファンに対しても、ムンパーンとツェンローからリスが貢納品として送られてくる。
- (47) 『調査報告』に記載されていないだけの可能性もある。
- (48) 『調査報告』中の当該の節の題は「労役負担——“カーンムン”と農業、專業性の労役」である。また、その内容において、ツァオムンとポーラームに対する徭役について触れたあと、ボクという行政単位の長に対しても耕作に必要な労働力提供をすることがあったとの記述がある。それから、判断してツァオムンへの耕作徭役もあったと考えるのが自然であろう。
- (49) ただ、これは柯樹助の入って来る以前の状況である。それより更に前は、タイムンは、カーンムンおよびツァオムンとポーラームに対する米納入がそれぞれ1ハープずつ、クンフンツァオは、ツァオムンとポーラームに対する農業労働二日の他に「專業労役」もおこなっていた。柯樹助の入ってきたあとで、クンフンツァオも米を納めタイムンも労働するようになった〔歴6:111〕。「税」負担上のタイムンとクンフンツァオの分業がくずれたということになろう。
- また、ツェンツンには、ツェンファンに直属するクンマーと呼ばれる人々の村も2つあり、ツァオペンディンに対する徭役とムンハイイのツァオムンに対するハーオハーンを負担していた〔歴6:112〕。
- (50) ムンワンでは、ムンの首長をツァオヤークワン（召雅貫という漢語表記からの類推音）と呼んでいた〔歴6:158〕が、ここでは他のムンとの統一のためにツァオムンと表わしておく。
- (51) 『調査報告』中に個々の数値の合計の欄に825ムーと記されているが、明らかに計算間違いである。
- (52) 『調査報告』では、ホーシプの長や村長に属する耕地も、「領主」の耕地としてムンの首長や大臣・官僚の土地と同じように扱っている。ここで合計として示した中には、ホーシプの長や村長に属する耕地も含まれていると考えてよい。
- (53) 準備はタイムンによりなされた。
- (54) このムンではラーオムンと呼ばれる。
- (55) また、ムンツェーのクワン（議会）に対して、一負担戸あたり一錢の「文書銀子」を納入するのも、タイムンのみの負担であった。
- (56) その経過は以下のようである〔歴6:134-5〕。
- ツァオムンに対するもの（ハーオホーカン）
- | | | |
|-------|-----------|------------|
| 1948年 | 耕作戸1.5ハープ | 非耕作戸1ハープ |
| 1952年 | 耕作戸1ハープ | 非耕作戸0.5ハープ |
| 1954年 | 納めなくなった。 | |
- ツァオクワンに対するもの（ハーオフンカン）
- | | | |
|-------|-----------|----------------|
| 1948年 | 耕作戸1ハープ | 非耕作牛馬所有戸0.5ハープ |
| 1952年 | 耕作戸0.5ハープ | |
| 1953年 | 納めなくなった。 | |
- (57) それは以下に挙げるようである〔歴6:135〕。
- ハーオボーラーム：村ごとに10ハープ。耕作戸0.5ハープ
 （ただし、1950年以後は、納めなくなった。）
- ハーオボームン：耕作戸1ハープ 非耕作戸0.5ハープ
- ハーオランパン（ボーバンヘ）：耕作戸0.5ハープ 非耕作戸0.25ハープ
 ボームン、ボーバンがどのような職であったか、詳細は不明である。

- (58) その量は、柯樹助の入って来る前は、耕作戸1錢、非耕作戸0.5錢であり、柯樹助の入って来た後はだんだん増え、半開でそれぞれ2.5元と1.25元にまでなったという〔歴6:135〕。
- (59) 多くのムンで家内労働はクンフンツァオに従事させことが多いのに対して、このムンではタイムンに割り当てられていたのは、このムンのクンフンツァオの数が少ないとすることによるのだろうか。
- (60) ポームンがどのような職であったか、詳細は不明である。
- (61) 「加封」は入安居、出安居に際して行われた。ムンバーンのパヤー以上の称号を表つものは、ムンバーンのツァオムンによって封じられたという。ムンバーンがムンファンの属國の立場を表す例として興味深い。
- (62) ムンバーンのタイ族の村落数は、1950年以前は10か村、その後は6か村という小さなムンである。6か村のうち、クンフンツァオ(レークノイ)が2か村である。
- (63) 柯樹助の入って来た後は、米の上納も各種徭役も減ったという。柯樹助については注32参照。
- (64) もとのタイ語の発音はわからない。中国語に音訳してあるそのままの文字を用いて表した。
- (65) 耕作戸一戸(自然戸)を一負担戸(ホーフンタン)とするというが、実際は戸ごとに供出量に違いがあったようである。耕作している耕地が広いほどハーオハーンが多いという事例はあるが、それも耕地の広さに比例はしていない〔歴7:45〕。その他、国民党勢力に対する負担もあった〔歴7:49〕。
- (66) 1斗の種粉を蒔く土地に対して、少なくて1石、普通は1.5石、多くて2石という例が報告されている〔歴7:132〕。
- (67) タイファンは、直訳すると「家人」という意味であり、家内労働を受け持つクンフンツァオを指すと思われる。ノイは、小さいという意味である。タイファンの中にも、ノイ(小さい)とロン(大きい)の区分があったのかもしれない。
- (68) 西掃と書かれた中国語音訳から、予測したタイ語音を片仮名で表記したものである。他のムンのタイムンにあたる。
- (69) 10ハーオで1元に相当する。
- (70) ハーマー・ラールーには、もともと別の小「土司」(首長)がいたという。ラールー田と呼ばれる田は、ハーマー・ラールー以外のハーマーにもある。別のハーマーにおいて、ラールー田を村田として使っている村は、ポーラーム・ラールーに対する労役の一部を肩がわりすることになっていた〔歴9:9〕。
- (71) ムンウェンは、もともとツァオベンディンのクンフンツァオだったと、『調査報告』中には書き加えられている。
- (72) イパン(象明)には、1950年代を待たずに、漢族がすでに多く入ってきており、統治制度も他のムンとはずいぶん異なってしまっている。よって本文中で、他のムンと同列に議論することはできなかった。ただ、『調査報告』中には、ツァオムン田が、三か村によって、徭役として耕されているとの記述がある〔歴7:157〕。
- (73) ムンロン(h)については不明である。ムンファン(k)は、メコン西岸にありながら「小作料」的「課税」が主流である、確実な例外であるといえる。
- (74) これは、メコン東岸においては18世紀の前半から中国勢力による「改土帰流」が進んでおり、一方、メコン西岸においては中国勢力の直接の侵入がずっと遅れたということと関係があるのかもしれない。メコン東岸の「小作料」的な「税」の納め方が中国の影響を受けて確立したものと断言できる証拠は今のところ提示できない。その可能性は十分にあることだけ確認しておこう。
- (75) ムンツェントンではその存在の有無が不明である。
- (76) ムンツェンファンはメコン西岸にあるとはいえる、川沿いにあって東岸との交通の便はよく、しかも、シプソンパンナーの中心ムンとして、メコン東岸に勢力を延ばしてきた中国勢力と直に交渉すべき立場にあった。よって、王族所属田から「小作料」的に「税」を納めるという発想が中国との関わりで出現したとすれば、ムンツェンファンは、中心ムンとして中国との外交を続けていく中で、その「徵稅」法を導

- (46) ツァオペンドィンへの労働奉仕については、4つの村について記述がある。そのうち二村は、村毎に一人ないしは二人が、入安居、出安居それぞれに鶏と米と錢少々を持ってツェンファンまで働きに行くという形態をとる。もう一村では、同じく一人ないしは二人が入安居、出安居に際して、台所を修理に行くというものである。残りの一村では、五月、六月、十二月に二人が炊事をしにいくことになっていた。なお、入安居、出安居と新年には、ムンファンに対しても、ムンパーンとツェンローからリスが貢納品として送られてくる。
- (47) 『調査報告』に記載されていないだけの可能性もある。
- (48) 『調査報告』中の当該の節の題は「労役負担——“カーンムン”と農業、專業性の労役」である。また、その内容において、ツァオムンとポーラームに対する徭役について触れたあと、ポクという行政単位の長に対しても耕作に必要な労働力提供をすることがあったとの記述がある。それらから、判断してツァオムンへの耕作徭役もあったと考えるのが自然であろう。
- (49) ただ、これは柯樹助の入って来る以前の状況である。それより更に前は、タイムンは、カーンムンおよびツァオムンとポーラームに対する米納入がそれぞれ1ハープずつ、クンファンツァオは、ツァオムンとポーラームに対する農業労働二日の他に「專業労役」もおこなっていた。柯樹助の入ってきたあとで、クンファンツァオも米を納めタイムンも労働するようになった〔歴6:111〕。「税」負担上のタイムンとクンファンツァオの分業がくずれたということになる。
- また、ツェンツンには、ツェンファンに直属するクンマーと呼ばれる人々の村も2つあり、ツァオペンドィンに対する徭役とムンハーヤイのツァオムンに対するハーオハーンを負担していた〔歴6:112〕。
- (50) ムンワンでは、ムンの首長をツァオヤークワン（召雅貫という漢語表記からの類推音）と呼んでいた〔歴6:158〕が、ここでは他のムンとの統一のためにツァオムンと表わしておく。
- (51) 『調査報告』中に個々の数値の合計の欄に825ムーと記されているが、明らかに計算間違いである。
- (52) 『調査報告』では、ホーシプの長や村長に属する耕地も、「領主」の耕地としてムンの首長や大臣・官僚の土地と同じように扱っている。ここで合計として示した中には、ホーシプの長や村長に属する耕地も含まれていると考えてよい。
- (53) 準備はタイムンによりなされた。
- (54) このムンではラーオムンと呼ばれる。
- (55) また、ムンツェーのクワン（議会）に対して、一負担戸あたり一錢の「文書銀子」を納入するのも、タイムンのみの負担であった。
- (56) その経過は以下のようである〔歴6:134-5〕。
- ツァオムンに対するもの（ハーオホーカン）
- | | | |
|-------|-----------|------------|
| 1948年 | 耕作戸1.5ハープ | 非耕作戸1ハープ |
| 1952年 | 耕作戸1ハープ | 非耕作戸0.5ハープ |
| 1954年 | 納めなくなった。 | |
- ツァオクワンに対するもの（ハーオフンカン）
- | | | |
|-------|-----------|----------------|
| 1948年 | 耕作戸1ハープ | 非耕作牛馬所有戸0.5ハープ |
| 1952年 | 耕作戸0.5ハープ | |
| 1953年 | 納めなくなった。 | |
- (57) それは以下に挙げるようである〔歴6:135〕。
- ハーオポーラーム：村ごとに10ハープ。耕作戸0.5ハープ
 （ただし、1950年以後は、納めなくなった。）
- ハーオポームン：耕作戸1ハープ 非耕作戸0.5ハープ
- ハーオランパン（ボーバンヘ）：耕作戸0.5ハープ 非耕作戸0.25ハープ
 ポームン、ボーバンがどのような職であったか、詳細は不明である。

- (58) その量は、柯樹勦の入って来る前は、耕作戸1錢、非耕作戸0.5錢であり、柯樹勦の入って来た後はだんだん増え、半開でそれぞれ2.5元と1.25元にまでなったという〔歴6:135〕。
- (59) 多くのムンで家内労働はクンフンツァオに従事させことが多いのに対して、このムンではタイムンに割り当てられていたのは、このムンのクンフンツァオの数が少ないとすることによるのだろうか。
- (60) ポーメンがどのような職であったか、詳細は不明である。
- (61) 「加封」は入安居、出安居に際して行われた。ムンパーンのパヤー以上の称号を表つものは、ムンフンのツアオムンによって封じられたという。ムンパーンがムンフンの属国の立場を表す例として興味深い。
- (62) ムンパーンのタイ族の村落数は、1950年以前は10か村、その後は6か村という小さなムンである。6か村のうち、クンフンツァオ（レークノイ）が2か村である。
- (63) 柯樹勦の入って来た後は、米の上納も各種徭役も減ったという。柯樹勦については注32参照。
- (64) もとのタイ語の発音はわからない。中国語に音訛してあるそのままの文字を用いて表した。
- (65) 耕作戸一戸（自然戸）を一負担戸（ホーフンタン）とするというが、実際は戸ごとに供出量に違いがあったようである。耕作している耕地が広いほどハーオハーンが多いという事例はあるが、それも耕地の広さに比例はしていない〔歴7:45〕。その他、国民党勢力に対する負担もあった〔歴7:49〕。
- (66) 1斗の種糲を蒔く土地に対して、少なくて1石、普通は1.5石、多くて2石という例が報告されている〔歴7:132〕。
- (67) タイフンは、直訳すると「家の人の」という意味であり、家内労働を受け持つクンフンツァオを指すと思われる。ノイは、小さいという意味である。タイフンの中にも、ノイ（小さい）とロン（大きい）の区分があったのかもしれない。
- (68) 西掃と書かれた中国語音訛から、予測したタイ語音を片仮名で表記したものである。他のムンのタイムンにあたる。
- (69) 10ハーオで1元に相当する。
- (70) ハーマー・ラールーには、もともと別的小「土司」（首長）がいたという。ラールー田と呼ばれる田は、ハーマー・ラールー以外のハーマーにもある。別のハーマーにおいて、ラールー田を村田として使っている村は、ポーラーム・ラールーに対する労役の一部を肩がわりすることになっていた〔歴9:9〕。
- (71) ムンウェンは、もともとツアオペンディンのクンフンツァオだったと、『調査報告』中には書き加えられている。
- (72) イパン（象明）には、1950年代を待たずに、漢族がすでに多く入ってきており、統治制度も他のムンとはずいぶん異なってしまっている。よって本文中で、他のムンと同列に議論することはできなかった。ただ、『調査報告』中には、ツアオムン田が、三か村によって、徭役として耕されているとの記述がある〔歴7:157〕。
- (73) ムンロン(h)については不明である。ムンフン(k)は、メコン西岸にありながら「小作料」的「課税」が主流である、確実な例外であるといえる。
- (74) これは、メコン東岸においては18世紀の前半から中国勢力による「改土帰流」が進んでおり、一方、メコン西岸においては中国勢力の直接の侵入がずっと遅れたということと関係があるのかもしれない。メコン東岸の「小作料」的「税」の納め方が中国の影響を受けて確立したものと断言できる証拠は今のところ提示できない。その可能性は十分にあることだけ確認しておこう。
- (75) ムンツェントンではその存在の有無が不明である。
- (76) ムンツェンフンはメコン西岸にあるとはいえる、川沿いにあって東岸との交通の便はよく、しかも、シプソンパンナーの中心ムンとして、メコン東岸に勢力を延ばしてきた中国勢力と直に交渉すべき立場にあった。よって、王族所属田から「小作料」的「税」を納めるという発想が中国との関わりで出現したとすれば、ムンツェンフンは、中心ムンとして中国との外交を続けていく中で、その「徵税」法を導

- (46) ツァオペンディンへの労働奉仕については、4つの村について記述がある。そのうち二村は、村毎に一人ないしは二人が、入安居、出安居それぞれに鶏と米と錢少々を持ってツェンファンまで働きに行くという形態をとる。もう一村では、同じく一人ないしは二人が入安居、出安居に際して、台所を修理に行くというものである。残りの一村では、五月、六月、十二月に二人が炊事をしにいくことになっていた。なお、入安居、出安居と新年には、ムンファンに対しても、ムンバーンとツェンローからリスが貢納品として送られてくる。
- (47) 『調査報告』に記載されていないだけの可能性もある。
- (48) 『調査報告』中の当該の節の題は「労役負担——“カーンムン”と農業、專業性の労役」である。また、その内容において、ツァオムンとポーラームに対する徭役について触れたあと、ボクという行政単位の長に対しても耕作に必要な労働力提供をすることがあったとの記述がある。それらから、判断してツァオムンへの耕作徭役もあったと考えるのが自然であろう。
- (49) ただ、これは柯樹勧の入って来る以前の状況である。それより更に前は、タイムンは、カーンムンおよびツァオムンとポーラームに対する米納入がそれぞれ1ハープずつ、クンファンツァオは、ツァオムンとポーラームに対する農業労働二日の他に「專業労役」もおこなっていた。柯樹勧の入ってきたあとで、クンファンツァオも米を納めタイムンも労働するようになった〔歴6:111〕。「税」負担上のタイムンとクンファンツァオの分業がくずれたということになろう。
- また、ツェンツンには、ツェンファンに直属するクンマーと呼ばれる人々の村も2つあり、ツァオペンディンに対する徭役とムンハイイのツァオムンに対するハーオハーンを負担していた〔歴6:112〕。
- (50) ムンワンでは、ムンの首長をツァオヤークワン（召雅貫という漢語表記からの類推音）と呼んでいた〔歴6:158〕が、ここでは他のムンとの統一のためにツァオムンと表わしておく。
- (51) 『調査報告』中に個々の数値の合計の欄に825ムーと記されているが、明らかに計算間違いである。
- (52) 『調査報告』では、ホーシプの長や村長に属する耕地も、「領主」の耕地としてムンの首長や大臣・官僚の土地と同じように扱っている。ここで合計として示した中には、ホーシプの長や村長に属する耕地も含まれていると考えてよい。
- (53) 準備はタイムンによりなされた。
- (54) このムンではラーオムンと呼ばれる。
- (55) また、ムンツェーのクワン（議会）に対して、一負担戸あたり一錢の「文書銀子」を納入するのも、タイムンのみの負担であった。
- (56) その経過は以下のようである〔歴6:134-5〕。
- ツァオムンに対するもの（ハーオホーカン）
- | | | |
|-------|-----------|------------|
| 1948年 | 耕作戸1.5ハープ | 非耕作戸1ハープ |
| 1952年 | 耕作戸1ハープ | 非耕作戸0.5ハープ |
| 1954年 | 納めなくなった。 | |
- ツァオクワンに対するもの（ハーオフンカン）
- | | | |
|-------|-----------|----------------|
| 1948年 | 耕作戸1ハープ | 非耕作牛馬所有戸0.5ハープ |
| 1952年 | 耕作戸0.5ハープ | |
| 1953年 | 納めなくなった。 | |
- (57) それは以下に挙げるようである〔歴6:135〕。
- ハーオポーラーム：村ごとに10ハープ。耕作戸0.5ハープ
 (ただし、1950年以後は、納めなくなった。)
- ハーオポームン：耕作戸1ハープ 非耕作戸0.5ハープ
- ハーオランパン（ポーバンヘ）：耕作戸0.5ハープ 非耕作戸0.25ハープ
 ポームン、ポーバンがどのような職であったか、詳細は不明である。

- (58) その量は、柯樹勦の入って来る前は、耕作戸1錢、非耕作戸0.5錢であり、柯樹勦の入って来た後はだんだん増え、半開でそれぞれ2.5元と1.25元にまでなったという〔歴6:135〕。
- (59) 多くのムンで家内労働はクンフンツァオに従事させことが多いのに対して、このムンではタイムンに割り当てられていたのは、このムンのクンフンツァオの数が少ないとすることによるのだろうか。
- (60) ポームンがどのような職であったか、詳細は不明である。
- (61) 「加封」は入安居、出安居に際して行われた。ムンバーンのパヤー以上の称号を表つものは、ムンフンのツァオムンによって封じられたという。ムンバーンがムンフンの属國の立場を表す例として興味深い。
- (62) ムンバーンのタイ族の村落数は、1950年以前は10か村、その後は6か村という小さなムンである。6か村のうち、クンフンツァオ（レークノイ）が2か村である。
- (63) 柯樹勦の入って来た後は、米の上納も各種徭役も減ったという。柯樹勦については注32参照。
- (64) もとのタイ語の発音はわからない。中国語に音訛してあるそのままの文字を用いて表した。
- (65) 耕作戸一戸（自然戸）を一負担戸（ホーフンタン）とするというが、実際は戸ごとに供出量に違いがあったようである。耕作している耕地が広いほどハーオハーンが多いという事例はあるが、それも耕地の広さに比例はしていない〔歴7:45〕。その他、国民党勢力に対する負担もあった〔歴7:49〕。
- (66) 1斗の種糲を蒔く土地に対して、少なくて1石、普通は1.5石、多くて2石という例が報告されている〔歴7:132〕。
- (67) タイフンは、直訳すると「家人の人」という意味であり、家内労働を受け持つクンフンツァオを指すと思われる。ノイは、小さいという意味である。タイフンの中にも、ノイ（小さい）とロン（大きい）の区分があったのかもしれない。
- (68) 西掃と書かれた中国語音訛から、予測したタイ語音を片仮名で表記したものである。他のムンのタイムンにあたる。
- (69) 10ハーオで1元に相当する。
- (70) ハーマー・ラールーには、もともと別的小「土司」（首長）がいたという。ラールー田と呼ばれる田は、ハーマー・ラールー以外のハーマーにもある。別のハーマーにおいて、ラールー田を村田として使っている村は、ポーラーム・ラールーに対する労役の一部を肩がわりすることになっていた〔歴9:9〕。
- (71) ムンウェンは、もともとツァオペンディンのクンフンツァオだったと、『調査報告』中には書き加えられている。
- (72) イパン（象明）には、1950年代を待たずに、漢族がすでに多く入ってきており、統治制度も他のムンとはずいぶん異なってしまっている。よって本文中で、他のムンと同列に議論することはできなかった。ただ、『調査報告』中には、ツァオムン田が、三か村によって、徭役として耕されているとの記述がある〔歴7:157〕。
- (73) ムンロン(h)については不明である。ムンフン(k)は、メコン西岸にありながら「小作料」的「課税」が主流である、確実な例外であるといえる。
- (74) これは、メコン東岸においては18世紀の前半から中国勢力による「改土帰流」が進んでおり、一方、メコン西岸においては中国勢力の直接の侵入がずっと遅れたということと関係があるのかもしれない。メコン東岸の「小作料」的な「税」の納め方が中国の影響を受けて確立したものと断言できる証拠は今のところ提示できない。その可能性は十分にあることだけ確認しておこう。
- (75) ムンツェントンではその存在の有無が不明である。
- (76) ムンツェンファンはメコン西岸にあるとはいえる、川沿いにあって東岸との交通の便はよく、しかも、シプソンパンナーの中心ムンとして、メコン東岸に勢力を延ばしてきた中国勢力と直に交渉すべき立場にあった。よって、王族所属田から「小作料」的に「税」を納めるという発想が中国との関わりで出現したとすれば、ムンツェンファンは、中心ムンとして中国との外交を続けていく中で、その「徵税」法を導

入するに至ったと考えても不思議はない。

(77) ムンツェンファンの大量の王族所属田が、どのようなシステムの中で存在可能となっているかについては、[加藤 1991; 1994] 参照。

(78) では、なぜムンツェンファンでは、ハーオハーンという戸や行政単位を対象にした「税」を設けなかつたのだろうか。そのひとつの答としては、「小作料」を取ることができる王族所属田が十分にあり、ハーオハーンのような形で米を徴収する必要がなかったからという仮説をたてることができよう。

また、ハーオハーンを課そうとしても、農民側が大量の王族所属田の「小作料」を納めるだけで手一杯で、なおかつハーオハーンを納めることができ事実上不可能であったとも考えられる。

更に、ハーオハーンという言葉の直訳的意味を考えてみると、それは徭役に行かない代償としての米ということになる。ムンツェンファンでは、徭役によって耕作されるツァオムン(ツァオペンディン)田が、他のムンと比べればかなり多く存在していた [Kato 1994: 10; 加藤 1994: 155-156]。よって、そのような田の存在と徭役に行かない代償としての米徴収とが両立しにくかったという可能性もある。ただし、その場合は、メコン東岸の諸ムンが、王族所属田からの「小作料」をとりつつハーオハーンも取っていたことの意味が、説明されねばならないことになろう。

(79) 入植させた人々に、開墾させた耕地からの収穫米を納めさせる方法であるが、論理的にはいくつかの選択肢が考えられる。まず、徭役によって耕作させ収穫物すべてを納めさせる王族所属田であるが、その場合「小作料」を納める形より耕地面積あたりの収入は当然多くなる。だが、入植した農民たちが生計を維持していくためには、農民たちにも食べていいけるだけの収穫米が残らなければならない。よって、徭役による王族所属田を米徴収の手段とするなら、農民所属田など収穫米が農民の手に残る種類の田と抱き合わせにして、自給分は農民所属田で耕作させ余剰分で王族所属田を耕作させるという形をとることになる。二つめの選択肢としては、農民に開墾させた田をすべて農民所属田とし、土地ではなく「人」に「課税」して自給に必要な部分以外の米を集めという方法である。三つめの選択肢としては、開墾させた耕地を「小作料」を納めさせる王族所属田とすることが考えられる。

一つめの選択肢、農民所属田と徭役による王族所属田の抱き合わせという形は、形式としては先住のタイムンと同様のものになる。二つめの選択肢、農民所属田と「人」への「課税」は他の大ムアンが主に取っている形であった。ムンツェンファンの統治権力が入植者を増やし耕地を拡大していくにあたって選択したのは、三つめの選択肢、開墾させた耕地を「小作料」を納めさせる王族所属田とするという方法だった。